

巻頭言・新年のご挨拶：さらなる日中経済交流の発展に向けて

J+C グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌  
ECONOMIC  
JOURNAL

令和5年12月25日発行/毎月1回25日発行  
1月号 (No.360)

JANUARY  
2024  
No.360

1

日中経協ジャーナル

<https://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

# 2024年 中国経済のゆくえ



**FOCUS：中国経済の「ソ連化」リスク**  
**中国ビジネス Q&A：中国で、外国人従業員を  
雇用する際に注意すべきポイント**



表紙写真:2023年10月、国慶節休暇中に撮影した北京を代表する観光スポット、故宮博物館。同時期の旅行需要は海外よりも中国国内の方が高く、主要な観光地のほか、中小規模の都市へも人が殺到したという。24年には中国から海外への旅行者も「ゼロコロナ」前の水準に戻り、日本でも再び「爆買い」の光景が見られるのだろうか。(日中経済協会撮影)

## 1 巻頭言・新年のご挨拶

### さらなる日中経済交流の発展に向けて

■進藤 孝生 一般財団法人日中経済協会 会長、日本製鉄株式会社 代表取締役会長

## 2 FOCUS

### 中国経済の「ソ連化」リスク

■呉 軍華 株式会社日本総合研究所 上席理事

## SPECIAL REPORT

# 2024年 中国経済のゆくえ

## 6 岐路に立つ中国— 2024年の中国経済の展望

■柯 隆 公益財団法人東京財団政策研究所 主席研究員

## 10 政策に翻弄される民間経済 — 中国経済を左右する民間企業の活力

■月岡 直樹 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 調査部 主任エコノミスト

## 14 対外経済関係の焦点— 米国とグローバル・サウス

■大橋 英夫 専修大学 経済学部 教授

## 18 低迷続く中国不動産市場の展望 ～金融危機に至る可能性は低いが、停滞は長期化し、 経済の重石に

■三浦 祐介 株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 主任研究員

## 22 激変する中国のデジタル経済

■西村 友作 対外経済貿易大学 国際経済研究院 教授

## 26 新エネルギー車産業の発展と関連の政策動向

■平槇 早彌佳 一般財団法人日中経済協会 調査部

## 30 中国ビジネス Q&A

### 中国で、外国人従業員を雇用する際に 注意すべきポイント

■宋 成哲 中倫法律事務所 外国法事務弁護士・パートナー弁護士

## 32 情報クリップ

「第9回日中企業家及び元政府高官対話」で当協会会長が挨拶  
日中長期貿易協定締結 45周年記念シンポジウム(北京)の開催 ほか

# さらなる日中経済交流の 発展に向けて



一般財団法人 日中経済協会 会長  
日本製鉄株式会社 代表取締役会長

進藤 孝生

**あ**けましておめでとうございませう。当協会賛助会員をはじめ皆さまには、平素より当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年10月に都内で行われた日中平和友好条約締結45周年記念レセプションでは、日中両国首脳がメッセージを交換する中で、岸田文雄総理からは「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の重要性について、また、李強総理からは「新しい時代の要請に相応しい中日関係の構築」に取り組んでいきたいとの言及がありました。さらに、11月の米国サンフランシスコでのAPEC首脳会議の際に行われた日中首脳会談では、両国のあらゆるレベルで緊密に意思疎通を重ねていく方向性が示されるなど、両国の関係改善に向けた動きが見え始めています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で3年の長きに渡り厳しく制限されていた両国間の往来が大きく緩和され、対面での直接交流も活発化しています。当協会事業においても中国の中央政府や地方政府、関係機関との訪日・訪中交流が活発化し、徐々にコロナ禍前の姿に戻りつつあります。昨年8月には「2023年日中経済協力会議―於吉林」が中国吉林省長春市にて対面で実現し、日中双方から約390人が参加され、直接交流の場を通じて経済協力やビジネス環境の現状・課題に対する相互理解を深めました。

一方、最近の世界経済に目を向けると、米中関係やロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル情勢など地政学的緊張に伴うサプライチェーン分断等の経済的リスクに加え、気候変動対策やカーボンニュートラル社会実現に向けた技術開発と、それに対する投資機会の拡大など、リスクとチャンスが混在する難しい局面を迎えています。このような状況下においても、我々は、これまで世界経済の発展を支えてきた「国際ルールに基づいた自由貿易」の枠組みを維持するとともに、「安定した持続的成長を支える経済的紐帯」を強靱化し、「透

明性の高い情報の共有と信頼の醸成」を進めていく事が重要であると考えています。

中国においては、昨年3月の全国人民代表大会にて外資誘致を強化するなど対外開放政策を進める方針を示しており、改革開放の流れは今後も進んでいくものと期待されるのですが、一方で情報管理や国家安全に関する政策・措置が通常のビジネス活動に影響を及ぼしかねないという懸念の声が日本企業から聞こえてくることも事実です。また、貿易管理の面ではレアメタルの輸出規制やALPS処理水の海洋放出に伴う日本産水産物の輸入停止など両国経済に大きな影響を及ぼす事態も生じています。

こうした中、当協会は今年1月に、4年ぶりとなる日中経済協会合同訪中代表団を派遣いたします。派遣に際しては、国家指導者会見のほか、中国の経済官庁との間で、中国において日本企業が安心してビジネスを続けられるよう率直な意見交換を行う予定です。両国の間に様々な課題がある中で、ハイレベルでの中国側との直接対話や意見交換は日本経済界の意思を伝える上で重要な機会と捉えており、この派遣が日中経済交流活動のさらなる発展の契機になることを強く期待しているところです。また、日中省エネルギー・環境総合フォーラムについても、東京において17回目となる4年ぶりの開催に向け、中国側関係者をお招きする方向で準備を進めています。

日中経済協会は、長年にわたる経済交流の資産を十二分に活用し、時代に即した日中ビジネスの交流プラットフォームとして、賛助会員企業をはじめとする日本企業の対中ビジネス支援をさらに強化すべく、本年も引き続き情報発信活動やイベント開催などに努めて参りたいと思っております。皆さまからの当協会活動への変わらぬご協力とご支援をお願いするとともに、皆さまのご健勝と事業のさらなるご発展を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

中国経済の先行きに対する懸念が高まっている。中でも、中国をバブル崩壊後の日本に準えて議論し、中国経済が「日本化」していくのではないかと声の喧伝されている。確かに、高齢化や不動産市況の悪化、累積債務など、目下の中国が直面している問題の多くが当時の日本に似通っている。しかし、政治制度が違い、経済構造と発展段階も大きく異なる中国経済が「日本化」する可能性はほとんどないだろう。それよりも、懸念すべくは中国がソ連、中でもブレジネフ時代のソ連経済と同じ轍を踏むリスクだと、筆者は主張したい。

# 中国経済の「ソ連化」リスク

呉軍華 株式会社日本総合研究所 上席理事

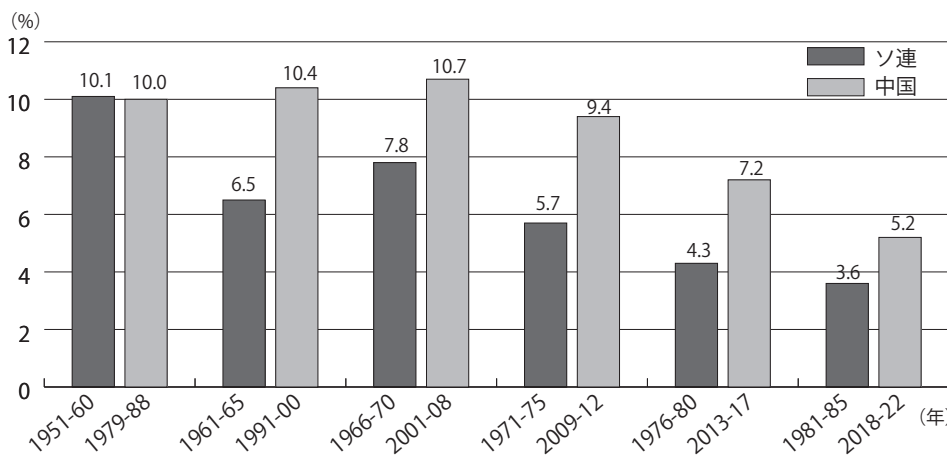
## 歴史彷彿の「東昇西降」

ロシアのプーチン大統領は1991年のソ連崩壊を「20世紀最大の地政学的な悲劇」と位置付けている。この認識に同調しているかのようには、中国の習近平国家主席はソ連のようなことを絶対に起こさせない決意を重ねて表明してきた。しかし、政治的にソ連崩壊の二の舞いを演じないよう努力すればするほど、経済は「ソ連化」が進む可能性はある。なお、ここでいう「ソ連化」とは、軍拡で米国との覇権競争を強力に進める反面、深刻なスタグフレーションで経済の弱体化が大きく進んだブレジネフ時代のソ連と同じような道をたどることを指す。

ソ連の歴史を振り返れば、スターリン批判を展開したフルシチョフ政権（1953～64年）の下では、政治的締め付けがある程度緩和され、経済はかなり好調な成長パフォーマンスを呈した。軍事分野に至っては、大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験や人工衛星スプートニク打ち上げに成功し、核開発や宇宙開発等を含めて米国を追い越す勢いを誇ってみせた。続くブレジネフ政権（64～82年）

発足後も、一時期はこうした動きが続いた（図1）。このようなソ連と対照的に、当時の米国では、ジョン・F・ケネディ大統領の暗殺やベトナム戦争への反戦運動、市民権運動等の勃興で社会が激しく揺れ動いた。こうした中、米国を含む西側諸国でもソ連経済を高く評価し、米国が衰退していくだろうとの論調が大きく台頭した。近年、共産党一党支配体制下の成長を背景に、中国的成長モデルの有効性を主張する声が上がっている一方、経済のグローバル化の負の影響に苦しむ米国をはじめとする西側諸国では、社会の分断が進み、民主主義が大きな試練を強いられる中で、「東昇西降」、つまり、「東」の中国が勃興し、「西」、中でも米国が衰退の一途をたどるといった論調が大きく台頭した。これを世界の歴史の百年来の変動としてとらえる向きはあるが、実は片方の主役こそはソ連から中国に変わったものの、約50年前に既に全く同じような構図があったわけだ。

図1 成長率の比較



(出所) ソ連は A.Hewett Ed, "Reforming the Soviet Economy", The Brookings Institute、中国は中国統計年鑑に基づく試算

しかし、後に分かったように、こうしたソ連の経済は実は虚勢だった。ブレジネフ時代、とりわけその後半、ソ連経済が深刻なスタグフレーションに陥っていた。こうした状況から脱するため、85年に共産党書記長となったゴルバチョフ氏はペレストロイカ（立て直し）とグラスノスチ（情報

公開)を旗印に言論の自由など部分的な民主化を認める改革に踏み出したが、これといった効果を上げることができず、結果的にソ連邦が崩壊に至った。

現時点で、中国がソ連邦のような結末を避けられるかの予測するのは時期尚早である。しかし、中国経済がブレジネフ時代と似通う様態を呈しており、予断できない状況になっているのは確かであろう。

## レーニンの新経済政策は中国の改革開放のルーツ

その背景には、政経分離的に進められてきた中国の改革が限界を来たし、計画経済時代に中国経済を悩ませた問題がまたもや大きく台頭したことがあった。

政治はもとより、経済の分野でも市場化を進めつつも、政府のコントロールをあくまで維持することに象徴される通り、中国の改革はもともと不完全な改革であった。それにもかかわらず、中国はソ連や東欧諸国と対照的に、高い経済成長を誇ってきた。これもあつて、中国の改革はソ連の体制と訣別して真新しい成長経路を築いたと思われがちだが、実は、

そうではなかった。中国の改革のルーツをたどれば、レーニンが1921年に取り入れた新経済政策(以下、「ネップ」)に至ってしまうからだ。

「ネップ」のもとで、穀物の自由販売や小規模民間企業の設立、欧米資本主義諸国との貿易等がロシア内戦後の経済危機から脱出するための便宜的な改革措置として認められた。「ネップ」はレーニン死後の28年に、スターリンによって終止符を打たれたが、26年に中国共産党員としてモスクワに滞在した若き鄧小平に深い印象を残したようだ。改革が始まったばかりの80年代初期、「ネップ」に対する鄧氏の高い評価が伝えられており、「中国の改革開放が中国版ネップだ」という言い方が一時出回ったほどだった。

## 成長を促した地方分権型全体主義

無論半世紀後の中国の改革は「ネップ」のままに展開したわけではなかった。両者の違いは主としてより大胆な民間企業の活用と対外開放にある。それこそは中国がソ連と東欧諸国と違って、共産党一党支配のまま高い経済成長を達成できた最大要因

だ。

私有財産の撲滅を目標とするイデオロギーをそのまま掲げながらも、中国で民間企業が急拡大できたのは「黒猫でも白猫でもネズミを捕れる猫はいい猫」という言葉に象徴される鄧小平の現実主義に加え、中国の統治体制が地方分権型だったからだ。中国共産党は施政後、いったん、ソ連から中央集権型全体主義の体制を移植したが、50年代半ば頃から「郡県制」という伝統を組み入れた地方分権型全体主義の方向に改めた。個人崇拜等を通じて最高指導者の絶対的権威を確立する一方、行政や経済政策の立案と運営の権限の多くは最高指導者が人事権を持つ地方の指導者に与えられた。この結果、権力をけん制する力を最も持ちうる最高指導部他のメンバーと中央官庁が無力化され、ソ連よりも強固な一極集中の統治体制が作り上げられた。地方の指導者には最高指導者の意向をくみ取った大胆な実験が奨励され、最高指導者への忠誠を競う激しい競争が繰り広げられた。「鶴の一声」に応じようとするこうした競争は往々にして極端な始末を招いてしまった。ほとんどの場合、これは経済や社会にとつての災禍を意味するが、時の

経済、社会に資する形で機能したこともある。私有財産の撲滅というイデオロギーの教条が改められなかった状況の下でも、内外の民間企業が改革以降急成長できたのは正しく各地方が成長の実現という「鶴の一声」に答えようとした結果だ。生産性の高い民間企業がよりGDPの拡大に寄与できるため、「鶴」に対する忠誠を巡る地方リーダー間の競争は結果として民間企業の飛躍的な成長を可能にしたわけだ。

経済のグローバル化が日米欧の先進国の資本・技術を渴望する中国に、レーニンになかった絶好の機会を与えた。郷鎮企業に加え、アリババや Tencent に代表される海外の資本と技術を生かして急拡大した新興民間企業を輩出し、外資系企業も成長を促す大きな柱となった。

## 反「和平演変」も「ネップ」由来

教科書的には、経済成長とそれに伴う中産層の拡大が民主化につながるとされる。これは西側諸国の対中接触政策の合理性を支えるもっとも重要な理論的な根拠である。しかし、共産党支配の維持を含む「四つの堅

持」が改革当初から基本方針として定められており、89年6月をピークに盛り上がった民主化運動への対応に示唆される通り、これは正しくは中国共産党にとってどのような代価を払つても阻止しなければならない「和平演変」にほかならぬことだ。

もつとも、反「和平演変」もレーニンが「ネップ」を導入した際に強調したことだ。レーニンにとっての上課題はあくまでも共産党政権の維持であった。そのために、貿易等を通じて欧米資本主義国との経済交流に伴う政治や文化などの面で、民主主義による政権への影響を遮断し、「和平演変」、つまり平和的手段による政権交代の防止も「ネップ」の重要な二環であった。

強まる一方の統制や民間企業の締め出し、米国等西側諸国との関係悪化といった近年の中国の動きの原因を習主席個人に追求する向きがある。しかし、こうした流れが習主席の望みであったのは事実かもしれないが、その一存で出来上がったものではない。中国の進路は最高指導者によるインパクトが無論大きい、中国が今のようになつたのはレーニン主義に築かれた制度がより大きな役割を果たしたとみてよからう。

前述の通り、共産党の支配維持は改革当初からの基本方針であり、反「和平演変」は江沢民・胡錦濤時代でも最重要課題であった。習近平時代に入ってから、こうした動きが劇的に強まったのは民間セクターの拡大と中産層の拡大に伴って社会の多元化に向けての圧力が増大し、「和平演変」のリスクが高まったとともに、国力の増強に伴って自信が高まったからだろう。

表1 「国進民退」論争の展開

	2001～07年	2008年	2009年	2010年	2011年
新聞(本)	21	8	436	226	59
雑誌(本)	36	13	268	516	229
書籍(冊)	2	2	7	31	18

(出所) 冷兆松「“国進民退” 争論的興起与昇級、焦点与实质」、海派経済学、第11卷第3期、2013年

### 「国進民退」で吹き返す「ソフトの予算制約」

制度的な側面から過去四十年來の中国経済を振り返ると、90年代末まで大きく二つの時期に分けることができる。前半では、「党政分離(党と政府の機能分離)」と「政企分離(政府と企業の分離)」に向けての行政改革が遂行され、郷鎮企業を中心とする非国有セクターが急拡大したために、中国経済の脱「ソ連化」が進んだ。しかし、後半では、こうした流れが逆回転した。国有セクターの縮小と民間セクターの拡大を意味する「国進民退」が脱「ソ連化」の象徴であったのに対し、「国進民退」は中国経済の「ソ連化」への回帰を意味する。「国進民退」が大きく問題提起されたのは2001年頃だった。以降、09年に至って、中国社会で大きな論争が巻き起こった(表1)。その背景には「抓大放小」と称し、98年から繰り広げられた国有企業改革があった。この下で、約50万以上の中小国有企業が手放され、数の上では「国退民進」が大きく進んだために、市場化の成果として高く評価された一方、中国経済の活性化も進んだ。し

かし「抓大放小」の真の狙いが、あくまでも資源を基幹産業部門の大型国有企業に集中することによって、国有企業主導の経済を作ることであったために、「国進民退」の底流が形成された。ちなみに、「ネップ」を進めるに際しても、レーニンは基幹産業部門の国有企業の維持と強化を追い求め、ソ連経済があくまでも国有企業を中心とする方針を徹底した。

しかし、イデオロギー的に正統性があつても、国有であるが故に、経営が破綻し倒産すべき状況に陥つても、政府の支援で事業を継続することができると。そのために、「ソフトな予算制約」、つまり、予算による経営者への制約が働かないという中国を含む社会主義体制下のソ連や東欧諸国の経済を苦しめた問題から避けて通れない。「国進民退」が進むにつれて、中国経済の生産性が次第に低下し、GDP伸び率が07年の14・2%をピークにスローダウンした。「国進民退」の是非をめぐっての論争がその時期に大きく盛り上がったのは、正しくは「ソフトな予算制約」を抱える国有企業の再拡張に起因した問題が深刻化したからだ。

折しも、08年に米国発の国際金融危機が起きた。この危機は結果

的に深刻な景気減速の圧力にさらされた当時の中国政府を窮地から救った。「国進民退」等に起因して生じた問題を危機のせいにするのができ、景気対策という名の下で、国有企业を中心に行った大規模な財政出動が正統性を得た。皮肉にも、市場化に逆行するこうした中国政府のアプローチは米国を含む国際社会から喝采を博し、国際社会におけるチャイナインパクトが空前のレベルに達した。

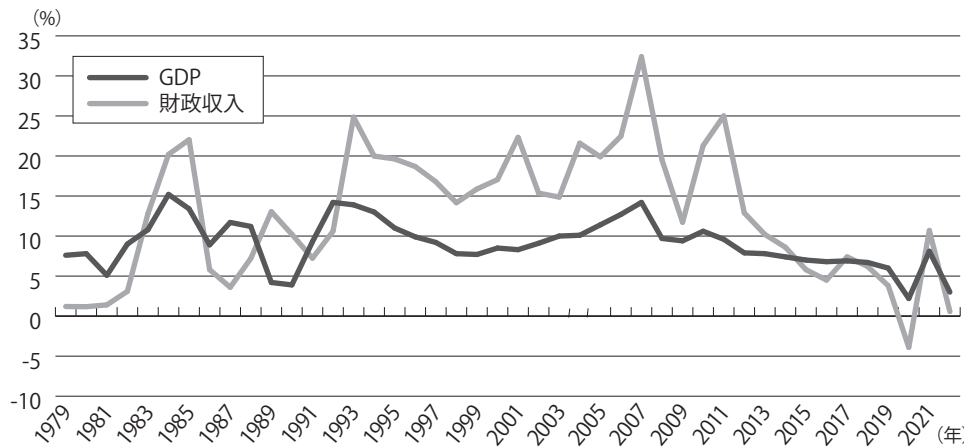
大規模な財政刺激策によって、成長率が一時的に持ち直したが、「国進民退」が一層進んだ。しかも、伝統的な国有企業に加え、地方政府が国有の土地を担保に設立した地方融資平台 (Local Government Financing Vehicle) と称する資金調達とデベロッパーの機能を持つ実質的な国有投資会社が、景気刺激策を遂行する主役として登場したからだ。これに伴って、「ソフトの予算制約」の問題が従来の国有企業からこうした投資会社にまで拡散し、中国经济の「ソ連化」の流れは加速した。ゼロコロナ政策撤廃後、中国经济が大方の予想に反して低迷の一途をたどったのは、正しくは「ソフトの予算制約」という構造問題が深刻化したからだ。

## 消費需要を抑圧する「ソ連化」

消費主導型経済への移行が90年代末に既に最も重要な政策課題として掲げられたにもかかわらず、中国经济がなおも投資・外需依存から脱出しきれないでいるのも「ソ連化」と大いに関係がある。ただし、非国有セクターの拡大によって、「ソフトの予算制約」の問題がいったん改善されたのに対して、ソ連から伝承した一党支配の政治体制を一貫して維持してきたために、消費需要の拡大を妨げる「ソ連化」の効用は一度も切れずに続いてきた。

改めて強調するまでもないが、中国では、指導者が国民の投票によって選ばれるのではない。このため、指導者にとって、国民の福祉向上よりも国家、実質的に共産党のアジェンダの達成をより優先的に求める。改革以降、「脱ソ連化」が進んだ80年代と新型コロナウイルスの感染爆発といった特殊な時期を除いて、中国の財

図2 急拡大する財政力



(出所) 中国国家统计局

政収入が全体としてGDP成長率を凌駕するペースで拡大してきたのは、正しくはこうした構図の現れとみてよからう(図2)。

ソ連由来の共産主義革命によって構築された土地の公有制は中国政府にユニークな財政資金を徴収する手段を提供した。膨らむ土地使用権

の売却収入が地方財政を潤わせる一方、不動産価格を大きく吊り上げてきた。この結果、不動産市況のバブル化が進み、国民収入の多くをくみ取ったため、不動産関連以外の消費需要が伸び悩んだ。

「日本化」の他、中国の消費需要が伸び悩んでいるのは習主席が福祉主義へ反対するからだとの声もあり、中国经济が苦境に陥った原因を「中所得国の罨」云々で説明する向きもある。いずれも国際社会で一般的に使われる概念だ。しかし、住み慣れた社会での概念で中国经济を分析するのは確かに分かりやすいが、似て非なり、的が外れた結論を導きかねない。これまでの分析で示されている通り、改革以降の中国では、経済的に一時期は脱ソ連化へ向けて動いていたものの、政治をはじめ体制の根幹に大きな変革を施さなかったこともあり、結局、経済力と社会の多様化に向けての圧力の増強に伴って、「ソ連化」への逆流が巻き起こった。この意味で、どうしても今の中国が罨にはまっているといたいならば、その罨は所得水準や日本との類似性に関係なく、制度の罨だと、筆者はあえて主張したい。



## 岐路に立つ中国

## —2024年の中国経済の展望

コロナ禍が終息したが、中国経済の回復力は予想以上に弱い。習近平政権の三期目が始まったが、経済成長の急減速は習政権にとって政権の安定維持の足かせになっている。2024年、中国経済は一段と減速する可能性がある。李強首相が有効かつ大胆な政策を打ち出せるかが注目されている。

● 柯隆

KE Long

公益財団法人東京財団政策研究所 主席研究員

3年間続いたコロナ禍が終息して、中国経済はV字型回復すると思われていたが、実際は経済回復の力が予想よりも弱く、L字型成長になっている。このまま行けば、中国経済は4〜5%程度の中低レベルの成長になる可能性が高くなる。なぜならば、大胆な政策が実行されておらず、抜本的な改革も発表されていないからである。そのうえ、中国経済を取り巻く外生要因も米国の経済制裁により、一段と悪くなっている。2023年11月にサンフランシスコで開かれたAPECの間、1年ぶりに米中首脳会談が行われた。しかし、会談のあとも、米中両首脳による共同声明が発表されておらず、ほとんどの議題について平行線のまま会談

が終了した。今や、米国にとって中国は第3の輸入相手国になっており、中国の世界の工場としての重要性は急速に低下している。23年9月、中国への資本流入よりも、中国から海外への資本流出のほうが多くなり、実質的に資本流出超過になっている。これから3年ないし5年経てば、世界経済のマップは様変わりする可能性が高い。ここで、指摘しておきたいのは中国のpolicy makerたちは問題の深刻さを認識しているのだから、十分な危機感を持つて対処していないことである。スピーディーな政策決定と実行がなされていないことで状況を急速に悪化させている。なによりも、経済学のもっとも重要な命題の一

つは政府の役割と市場の役割である。それについて両者の役割を明確に定義せず、政府が恣意的に市場に介入すると、市場の活気が抑えられてしまう。中国企業、とりわけ民営企業の動きをみると、10年前に比べれば、明らかに活気がない。

中国が直面している課題として差し当たって重要なのは、いかにして経済成長率を押し上げていくかではなく、抜本的な構造転換を図り、市場経済が統制経済かの国家像を明確にして邁進することである。

## 1. 李克強前首相のレガシーのリコノミクスの意味

政策研究の専門家はいつも改革の重要性を強調するが、どのような状

況になったら改革が進むのか、あるいはなぜ改革が遅々として進まないのかを明らかにしておく必要がある。経済が順調に成長している局面において、一般的に政府は改革を進めようとしにくい。なぜならば、改革を行わなくても、経済が成長するからである。経済成長が減速してはじめて改革の重要性が認識される。しかし、実際に改革を断行しようとする、改革に対する抵抗が予想以上に強い。なぜならば、いかなる改革も長期的にみて、プラスサムゲームになる可能性があっても、短期的にはゼロサムゲームの可能性が高いからである。改革によってロスを被る利益集団は必ず改革に抵抗してくると思われる。1990年代、朱鎔基元首相(当



図表1 レーガノミクス、アベノミクスとリコノミクスの比較

レーガノミクス	アベノミクス	リコノミクス
1980年代	2012年～	2013～23年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライサイド経済学</li> <li>・規制緩和</li> <li>・減税による景気刺激</li> <li>・小さな政府</li> </ul>	3本の矢 ① 異次元の金融緩和 ② 機動的な財政政策 ③ 成長戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理に金融緩和せず</li> <li>・脱レバレッジ</li> <li>・構造転換</li> </ul>

(出所) 筆者作成

時)の時代、経済改革は大きく前進した。その背景にはインフレに見舞われ、経済が成長しにくくなったからである。朱元首相が取った政策は市場開放を進め、WTO加盟を目指して、外圧を利用して改革に反対する抵抗勢力を抑えることだった。03年、朱元首相は退任した。そのパトンを受け継いだ温家宝元首相(当時)の10年間(03～13年)、大胆な改革

がほとんど行われなかった。いわゆるLost decade(失われた10年)だった。続く李克強前首相の10年間(13～23年)は改革を進める必要性が認識されていたが、改革はほとんど進まなかった。李前首相は持続的な経済成長を実現するために、リコノミクスを提唱した(図表1)。

リコノミクスはレーガノミクスとアベノミクスに因んで命名された二連の政策と改革のパッケージである。レーガノミクスの柱はサプライサイド経済学と小さな政府だった。それに対して、アベノミクスの真髄は成長戦略である。日本にとって経済バブルが崩壊したあと、30年間も経済成長が停滞し、失われた30年といわれている。一方、李前首相が提唱したのは脱レバレッジと思いついた構造転換だった。仮にリコノミクスが額面通りに進められていけば、今の中国经济はもう少し高い成長を実現し、今のような難局に直面していかないかもしれない。残念ながら、中国经济は改革の好機を逸してしまった。リコノミクスが額面通りに進められなかったのは、習近平国家主席への権力集中が進み、李前首相は人事権を持って

いかなかったからである。では、中国经济にとってどのような

構造転換が必要なのだろうか。

極めてシンプルな議論だが、一人当たりGDPが3000ドル未満の時代、中国の製造業の比較優位といえ、豊かかつ廉価な労働力だった。それを外国資本と組み合わせ、廉価な商品・製品を大量に生産すれば、中国は世界の工場になり、それによって得られる貿易黒字は中国の経済成長をけん引する重要な資金源となった。

しかし、10年に中国の一人当たりGDPは4000ドルを超え、13年に既に6000ドルを超えた。その結果、中国製造業は徐々に安い人件費という比較優位を失いつつある。そして、中国经济にとって長年比較優位だった人口ボーナスも総人口が減少しており、オナナス(負担)になっている。結果として中国の低付加価値製造業は徐々に国際競争力を失いつつあるということになる。ちなみに、22年、中国の一人当たりGDPは1万2000ドルを超えて、中国は中所得国になった。

## 2. 3年間のコロナ禍の影響

中国经济にとってコロナ禍は間違いなく青天の霹靂だった。その悪影響はほかの主要国よりも遙かに深刻だった。なぜならば、中国の医療衛生システムは見た目よりも脆弱だったからである。しかも、専制政治ゆえに、防疫の指揮命令系統の頂点は国家主席であり、専門家による助言が軽視されがちだった。また、政策が実施されても、それをチェックする機能が弱いため、実状に応じて政策を修正するメカニズムが機能しない。

中国政府はコロナ禍に対処するために、頑なにゼロコロナ政策を実施した。ゼロコロナ政策とは実際に感染したかどうかは関係なく、少しでもその疑いのある人々および家族などをすべて専用の隔離施設に隔離することである。しかも、専用の隔離施設の運用はきちんとルーティン化されておらず、逆に隔離施設のなかで二次感染が起きた。同時に、パンデミックによりコロナ治療の病院は医療崩壊が起きた。それでもゼロコロナ政策が撤廃されず、22年12月まで継続された。隔離施設での二次感染と医療崩壊による死者は続出していった。結果的に市民や大学生などが立ち上がり、抗議活動が繰り返されたのを受けて、同年12月、政府はこれ以上ゼロコロナ政策を続けると、深刻な社会不安が起きると察知して、急

# 2024年 中国経済のゆくえ

## SPECIAL REPORT

遽、ゼロコロナ政策を転換した。しかも、治療薬などなんの準備もないなか、ゼロコロナ政策を180度転換してしまつた結果、感染が一気に広がり、犠牲者も急増した。

コロナ禍による中国社会へのダメージはまだ計量的に捉えることができないが、中国国内のSNSなどに書き込まれた情報を総合すれば、数百万社の中小零細企業が倒産し、若者の失業率は一気に上昇したといわれている。中国は日本などの先進国と違って、中小企業信用保証制度が整備されていない。そして、コロナ禍に対処するための持続化給付金など中小企業を支援する政策がほとんど実施されていない。一方で、中小企業はいかなる国でも、もつとも雇用創出に寄与するセクターである。

中国におけるコロナ禍の教訓を考へれば、①トップダウンで決められた対策がたとえ間違つていても、それを自己修正する力がないこと、②政策情報の伝達が行き渡りにくいことである。また、新興国にとつてもっとも重要なのは経済成長を追求するだけであつて、capacity building、すなわち、③制度と組織がきちんと構築されていないことである。長年、中国は経済の高成長実現に力を入れ

ている半面、制度作りが二の次になつている。

### 3. 不動産バブル崩壊の行方

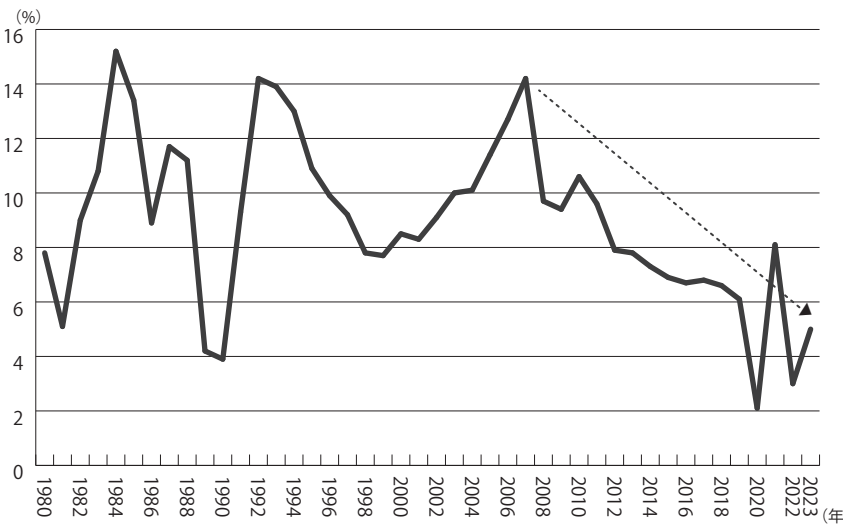
10年前、中国経済は順風満帆に成長していると思われていたが、徐々に減速するようになった。しかし、政策当局は景気減速が一時的なものであり、いずれ成長軌道に戻るとみて

いたようであった。それから10年経つても、中国経済は成長軌道に戻ることはなかった。図表2に示したのは1980年以降の中国の実質GDP伸び率である。2010年以降の景気減速は極端に顕著なものだった。景気が減速した背景には政策のミスと構造転換の遅れがある。景気減速の影響をもろに受けているのは不動産業である。

係数は0.474に達しているといわれている。一般的にジニ係数は0.3前後であれば、格差はそれほど大きくなく、社会も安定する。ジニ係数は0.4が臨界点であり、それを超えると格差が拡大し、社会は不安定化するといわれている。中国社会が不安定化している背景には、格差が拡大していることがある。

これまでの20余年間、中国の不動産業は急成長を果たし、不動産価格があまりにも高騰した。北京や上海などの大都市の不動産価格は勤労者家族の年収の50倍以上に達しているといわれている。一般的に同倍率は6倍程度以内が妥当と思われている。しかも、不動産投資・投機が盛んになり、中低所得層家庭はマイホームを買う経済力がないが、富裕層家庭は不動産投資を盛んに行つている。その結果、格差は大きく拡大している。中国政府が発表している公式統計によれば、22年、中国のジニ

図表2 中国の実質GDP伸び率の推移(1980~2023年)



(注) 2023年は中国政府の経済成長目標  
(出所) 中国国家統計局

しかし、不動産価格が暴落すれば、不動産バブルは崩壊してしまう。そうなれば、国有銀行は巨額の不良債権を抱えることになり、金融危機が起きる可能性がある。影響はそれだけではない。不動産バブルの崩壊は必ずや地方政府の財政難をもたらす

かねない。なぜ地方政府の財政難が心配されるかについては、中国の地方政府にとって不動産開発用の土地使用権（定期借地権）の払い下げで巨額の財源を得てきたが、不動産バブルが崩壊すれば、土地財政が崩れてしまうからだ。さらに、中国では、各々の地方政府が社会保障基金を管理している。高齢化が進んでいるため、定期的に基金へ資金を投入しないといけない。そして、その財源は土地財政に頼っている。

中国の政策当局にとって不動産バブルの崩壊を看過できない。しかし、大手不動産デベロッパーの多くは巨額の債務を抱え、デフォルト（債務不履行）を起こしている企業も少なくない。このまま行くと、不動産や土地などの評価損が現実味を帯び、債務超過に陥るデベロッパーが続出する。したがって、中国政府はデベロッパーを救済すべきかどうか、真剣に悩んでいる。もう一つの問題は、家を買ったが入居できない個人に対する救済がなされていないことである。このまま行くと、深刻な社会不安に発展してしまう。この点は24年の中国経済を左右する重要な変数であると認識される。

## 4.2024年の中国経済の展望

23年の政策運営を続けた場合、24年の中国経済は一段と減速する可能性が高い。しかし年末になって、習政権は明らかに経済政策と外交政策を修正している。オーストラリアとの貿易を正常化するために、両国の首脳は会談し、経済協力を強化することで意見が一致したようだ。そして当初、習主席がAPEC会議への出席をキャンセルする可能性があるといわれていたが、習主席はAPECに出席しただけでなく、バイデン大統領および岸田首相とそれぞれ会談した。ここ数年、繰り広げられた戦狼外交を明らかにトーンダウンさせている。

こうした動きが中国の戦狼外交の脱却を意味するものかどうかは不明だが、対米関係が少し改善される可能性がある。これは24年の中国経済にとって朗報と思われる。ただし、米中の相互信頼関係が再構築されることはなからう。

問題は中国国内経済の不調である。今のところ、大胆かつ有効な経済政策が発表されていない。先述べたように、構造転換も大幅に遅れて

いる。習政権は内需依存を意味する内循環経済発展を呼び掛けているが、巨大な中国経済にとって内循環だけで経済成長を持続していけない。

中国経済の内実を詳しく考察してみよう。3年間のコロナ禍により数百万社の中小零細企業が倒産したといわれているが、これらの企業が復活するのに、最低数年はかかる。若者の失業率が大きく上昇しているため、力強い個人消費を期待できない。個人消費が回復しないと、中国経済は成長軌道に戻れない。政策当局にとって唯一考えられる景気対策は中国版異次元の金融緩和と大規模な財政支出である。しかし、中央政府も地方政府も財政難に陥っているため、財政支出の余力が限られている。

可能性としてあるのは、国債を発行して、中央銀行または国有銀行に引き受けさせ、それによって得られた資金を景気対策に投じることだ。一定の効果のある政策だろうが、同時に危険な政策でもある。むりやり過剰流動性を創出した場合、ハイパーインフレになる危険性がある。失業率とインフレ率は同時に高い水準に達した場合、中国経済はスタグフレーションに突入してしまう恐れがある。そうなった場合、スタグフレーション

から抜け出すには最低5年かかる。習政権の3期目は残り4年間だが、スタグフレーションへの突入を避けたはずである。

ここは専門家の見方が分かれるところである。一つの見方は経済運営がうまくいかないで、社会の不満をそらすため、台湾に侵攻する可能性が高くなるといわれている。もう一つの見方は経済状況が深刻になるにつれ、政策の変更と転換を試みる可能性があることである。米中首脳会談が行われたことから、台湾有事の可能性は後退していると判断される。後者の見方は可能性が高く現実的といえる。むしろ、政策の変更と転換は簡単な作業ではない。習主席へ権力が過度に集中しているため、政権内では是非々々、侃侃諤諤の政策論争が行われていない。結局のところ、24年、習政権は抜本的な改革ではなく、さらなる景気減速を阻止するため、流動性の放出を軸とする金融緩和を進める可能性が高い。結果的に、中国経済は足踏み状態に陥り迷走するだろう。



# 政策に翻弄される民間経済 ——中国経済を左右する民間企業の活力

中国の民間経済は、政府のその時々の方針に翻弄されながらも、旺盛なアニマルスピリッツを原動力に急成長を遂げてきた。だが、コロナ後はその動きの鈍さが目立っている。ITプラットフォーム規制に象徴される突然の政策転換が民間企業を委縮させているためとも考えられる。そんな中、習近平政権はあらためて民間経済の振興に本腰を入れ始めた。中国経済の先行きは、民間企業がその活力を維持できるかどうかにかかっている。

●月岡直樹

TSUKIOKA Naoki

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社調査部主任エコノミスト

「民間経済退場論」を否定  
矢継ぎ早に打ち出される  
民間企業支援策

「(中国の)民間経済は『五六七八九』の特徴を有している。すなわち、50%以上の税収、60%以上の国内総生産、70%以上の技術イノベーション成果、80%以上の都市労働雇用、90%以上の企業数に貢献している」<sup>1)</sup>。これは、2018年11月1日に開催された民間企業家との座談会における習近平総書記の発言(以下、「講話」)である<sup>注1</sup>。改革開放以降の中国経済の発展において民間企業が無視できない功績を残したと称賛する文脈で、民間経済の存在感の大きさを分かりや

すい数字で示したのである(図表1)。

習氏はこの「講話」において、当時波紋を広げていた「民間経済退場論」、すなわち民間経済は公有経済の発展を助けるという歴史的役割を終えたとする主張を「完全な間違い」と断じている。その上で、民間経済の発展を支持する政策方針に変わりはなく、資金調達難などの困難を抱えていた民間企業を引き続き支援していく考えを強調し、市場不安の払拭を図っている。

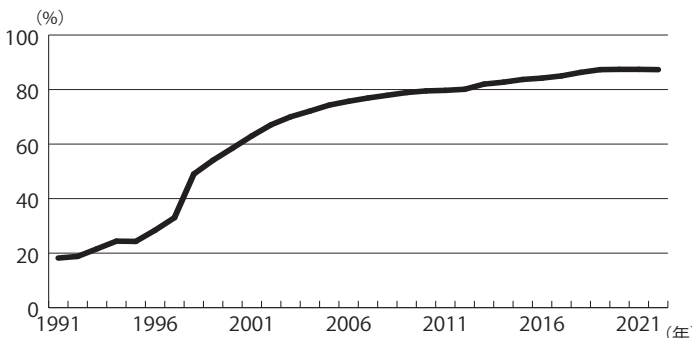
「民間経済退場論」が登場した背景には、国有経済のプレゼンスが拡大する一方で民間経済が退潮する「国進民退」の傾向が強まっていたことがある。習政権は15年9月、国有企業改革

に関する指導意見を発表し、「国有企業をより強く、より良く、より大きくする」方針を明確にした<sup>注2</sup>。これを受けて、国有企業のうち中央政府が直轄する中央企業の整理統合が加速し、鉄道車両メーカーの中国中車や海運を手がける中国遠洋海運集団など、国際的な競争力を有する超巨大国有企業が相次いで誕生した。

その一方で、民間企業は経営不振が目立つようになる。16年後半からのシャドーバンキング規制の強化で資金調達環境が悪化したことに加え、中国経済の減速や米中貿易摩擦といったマクロ環境の逆風に晒されたためである。

中国の民間企業は元来、市場競争

図表1 都市就業者数に占める民間企業の割合



(注) 国有企業・集団企業を除く都市就業者数を民間企業の就業者数として計算。  
(出所) 人的資源・社会保障部、CEIC より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

において国有企業よりも不利な立場に置かれてきた。その最たるものは資金調達であり、民間企業、特に中小零細企業は、銀行融資を得ることが難しく、得られても高い金利を要求されるため、シャドーバンキングに頼らざるを得なかった。許認可取得や政府調達・公共入札、補助金獲得においても、政府所有である国有企業に比べて非常に不利である。また、国有企業はエネルギーや公共インフラといった規制業種において独占的な地位を占め、民間企業の新規参入には有形無形の障壁が存在する。こうしたことが、民間経済を圧迫してきた。

習氏もこうした状況を認識していた。「講話」において、「国有企業と民間企業との間に」市場競争への平等な参画、生産要素の平等な使用などの面でなお大きな格差がある」とことや、一部の金融機関が貸し渋りや貸し剥がしを行ったことで民間企業の資金繰りが悪化していることなどを率直に認めているからである。

習氏はその上で、以下の6つの支援策を強化する考えを示した。それは、①企業の税・費用負担の軽減、②民間企業の「資金調達難、資金調達コスト高」問題の解決、③公平な競争環境の創出、④政策執行方法の改善

⑤親切・清廉な新しい政府・企業関係の構築、⑥企業家の人身・財産の安全保護である。その後、①、②を中心に、民間企業支援策が矢継ぎ早に打ち出された。

### コロナと規制強化で一変 背景に習政権の危機感も

政権の方針が明確になったことで「国進民退」の懸念は後退したかみえたが、20年の新型コロナ発生を機に民間企業を巡る状況は一変する。コロナショックの直接的な影響で収益環境が悪化したことに加え、民間企業が大きな存在感を有する業界において政府規制が強まったからである。

最も大きな影響を受けた業界の一つが不動産である。中国政府は20年8月、コロナ発生後の緊急経済対策を受けて再燃していた不動産バブルを抑制するため、不動産ファイブトップに対する資金調達規制を導入した。これが、高レバレッジの自転車操業により業容を急拡大させてきた民間企業を直撃したのである。最大手の恒大集団をはじめとする多くの不動産デベロッパーが資金繰りに窮し、デフォルトや債務繰り延べが多発した。これが、今日まで続く不動産不況の発端となった。

次にITプラットフォームに対する規制の強化である。20年11月、アリババ創業者の馬雲（ジャック・マー）氏による金融当局批判ともとれる発言を引き金に、同社の金融子会社で決済サービスのアリペイを手がけるアント・グループの市場が急ぎ延期となったことが潮目となった。中国政府は翌12月の中央経済工作会议で「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」の方針を決定し、その後、規制当局が独占禁止法や金融規制、データ管理規制に絡んでプラットフォーム各社を相次いで摘発し、罰金処分や是正指導などを行った。

プラットフォームに優越的地位の乱用や金融監督の回避などの違反行為があったのは確かである。ただ、突

然の政策転換は習政権がある危機感を覚えたためと考えられる。プラットフォームが21世紀の重要資源であるデータを独占して巨額の利益を吸い上げ、アリペイのような決済サービスを皮切りに国家の重要インフラである金融システムにも影響力を持つようになったことで、党の指導が及ばなくなるリスクに、である。

結果として、きつかけを作った馬氏はアントの実質的な支配権を手放すことになった。また、21年6月に米国上

場を果たした配車サービス大手の滴滴出行（ディディ）は、データの海外流出懸念から当局の指導を受け、わずか1年で上場廃止に追い込まれた。

規制強化の波は教育産業にも及んだ。中国政府は21年7月、小中学生向け学習塾サービスの非営利化を指示した<sup>注4</sup>。その目的は学歴偏重で増す児童の学習負担や保護者の経済負担を軽減することであり、習政権が掲げる格差是正策「共同富裕」目標に沿った政策であった。しかし、業界各社は突如として営利活動を禁じられ、大規模なリストラや業態転換に追い込まれたのである。

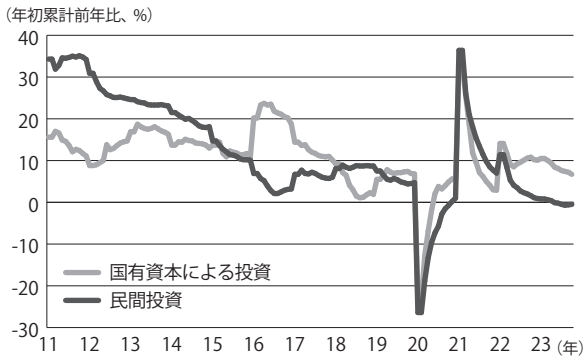
### 規制強化の副作用が顕在化 トラウマを負った民間企業

これらの規制強化は、政府が想定した以上の効果を発揮し、同時に副作用をもたらした。それが最も如実に現れているのが若年失業率の高止まりである。雇用の受け皿となってきた民間企業の雇用吸収力が大きく低下し、高学歴化による構造的な雇用のミスマッチと相俟って、若年層の雇用環境を悪化させたのである<sup>注5</sup>。他方、不動産市場においては、22年7月にマンションの引き渡し遅延に起因する住宅ローン返済ポイコット問題が表面化

# 2024年 中国経済のゆくえ

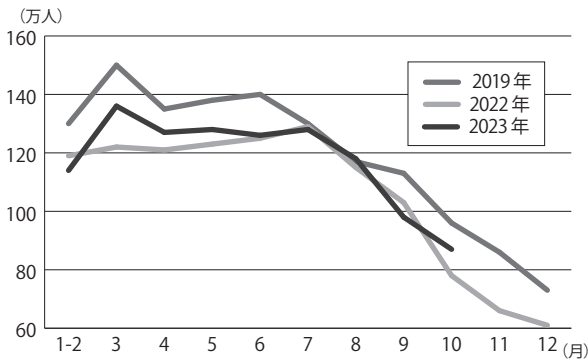
## SPECIAL REPORT

図表2 固定資産投資(投資主体別)の伸び



(出所) 国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 都市部新規就業者数の推移



(出所) 人的資源・社会保障部、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

したことで、不況が長期化の様相を見せ始める。

ゼロコロナ政策の影響で経済の停滞感が強まる中、習政権は政策の微調整を図る。上海ロックダウン中の22年4月、党中央政治局会議において「プラットフォーム経済の健全な発展を促進する」と強調し、規制強化が一段落したことを示唆したのである<sup>注6)</sup>。不動産市場については、金融当局が11月にディベロップターの資金繰りを支援するための包括的な支援策をまとめ、銀行融資返済期限の延長や政策銀行による引き渡し遅延物件の完工支援融資などの措置を打ち出した。23年1月には、優良「ハイベロップター」に限って

資金調達規制の緩和も認めた。

さらに、ゼロコロナ解除直後の22年12月に開催された中央経済工作会議では、23年の経済運営における重点任務の一つとして「『二つのいささかも揺るがず』を着実に実施すること」を掲げた<sup>注7)</sup>。「二つのいささかも揺るがず(两个毫不动摇)」とは、①公有制経済をいささかも揺るがず強固にして発展させること、②非公有制経済の発展をいささかも揺るがず奨励・支持・誘導すること、を意味するスローガンである。突然の規制強化と「国進民退」の再燃に対する市場の強い懸念を意識して、民間経済の重要性を強調したこのスローガンをわざわざ

経済運営方針に盛り込んだものと考えられる。

こうして習政権は再び民間経済振興へと舵を切った。しかし、コロナ収束後の民間経済は鈍さが目立っている。

図表2は、固定資産投資の年初累計前年比の伸びを投資主体別で示したものである。国有資本による投資は、国有企業のほか政府投資も含まれることから、景気対策要因もあってコロナ収束後も比較的高い伸びを示している。その一方で、民間投資は上海ロックダウンを境に不振が際立っており、不動産セクターの落ち込みもあって回復の兆しがみられない。結果、国有資本による投資と民間投資との差は顕著に広がっている。

民間企業が「80%以上に貢献」している雇用もさえない。都市部新規就業者数はコロナ前の19年に及ばない(図表3)。都市調査失業率は23年10月まで5%台前半で安定的に推移しているが、16〜24歳の若年失業率は6月に過去最高の21・3%を記録した後、統計方法の見直しを理由に発表されなくなっている。ただ、若年層の雇用環境が依然として厳しい状況にあることは間違いない。

こうしたデータからうかがえるのは、民間企業が従来のような思い切つ

た投資拡大や新規採用をためらっている様子である。これは、ゼロコロナ下における経営環境の悪化で企業の体力が大きく低下し、コロナ収束後も収益の改善が遅れていることが一因とみられる。しかしながら、規制強化やゼロコロナ解除という突然の政策転換が、企業活動に多大な影響を与えたことも大きな要因なのではないか。

つまり、民間企業にとって一連の出来事が一種のトラウマとなり、自信を喪失しているとも考えられることである。もしそうであれば、低迷する企業マインドを改善するのはそう簡単な話ではなくなってくる。

### 民間経済テコ入れに本腰安全と権利の保障が不可欠

コロナ収束後の景気回復がもたつた中、習政権は7月に『民間経済の発展・強化に関する意見』(以下、『意見』)を発表し、本腰を入れて民間経済をテコ入れする構えを見せている<sup>注8)</sup>。経済政策を主管する国家発展・改革委員会はこれを受けて、民間投資の促進や民間経済の支援に関する具体策を相次いで打ち出したほか、民間経済の発展に関わる政策立案を担う「民間経済発展局」を発展・改革委内に新設することを明らかにし、政策の本

気度を示した。

『意見』は31項目に及んでおり、①市場参入障壁の打破、②公平な競争政策制度の実現、③融資支援政策制度の改善、④未払金問題の予防と解消、⑤民営企業の財産権と企業家の権益の保護、⑥国家重大戦略への民営企業の参画、⑦プラットフォームを含む民営資本の健全な発展、⑧親切・清廉な新しい政府・企業関係の構築、などを掲げている。このほか、イノベーション力の向上やデジタル化の推進にも言及しているが、習氏が18年の「講話」で示した支援措置と同じような政策が並んでいることに気が付くだろう。つまり、当時認識されていた問題が現在も解消されておらず、民営企業の発展を抑制し続けているということがある。

さらに、ここに来てあらためてクロージアップされているのが、上述の④に挙げられた政府機関や国有企業による代金未払い問題である。これも以前から存在する問題ではあるが、コロナ禍において地方財政や企業収益が悪化したことで、状況が深刻化している可能性がある。国務院は9月、常務会議において「企業への代金滞納整理特別行動方案」を採択し、この問題が「企業の生産経営と投資の先行きを

左右する」ことから、省級政府が責任を持つて問題を解決するよう求めた。未払い代金を支払って民営企業の資金繰りを改善させることが、何よりの景気対策になるといつことである。

一方、⑤に挙げられた民営企業家の権利については、3月に海南省人民政府の出した通達が民営企業家の刑事拘留を慎重に行うよう求め、話題を集めた。通達が「民営企業家の事件に関わる人員に対して、逮捕しなくともよい場合は逮捕せず、起訴しなくともよい場合は起訴せず、実刑判決にしないでよい場合は実刑にせず、拘留を続けなくてよい場合は遅滞なく釈放する」と強調していたからである。これではまるで、これまで民営企業家の身柄をみだりに拘束してきたかのようであるが、いずれにせよ、民営企業が安心して事業を展開するためには、安全と権利の保障が不可欠であることは論をまたない。

『意見』をまとめた中国政府には引き続き、民営企業が抱える諸問題の解決に向けた努力が求められることになる。

### 中国経済の先行きをも占う 民営企業のアニマルスピリッツ

習政権が民営経済のテコ入れを急

ぐのは、景気だけが理由ではなからう。米国が半導体輸出規制を強化するなど先進国による対中デリスキングの動きが強まる中、習政権は「科学技術の自立自強」によるサプライチェーンのボトルネック解消やハイテク技術の国産化を目指している。国家主導の産業政策を推し進め、人工知能(AI)や量子コンピュータ、半導体、航空宇宙などの戦略分野に巨額の資金を投じている。しかし、「自立自強」は国有企業だけで完結できるものではなく、イノベーションに富む民営企業の力が必要不可欠である。習政権はこのような認識に至ったのではないか。

民営経済は、政府のその時々の方針に翻弄されながらも、旺盛なアニマルスピリッツと市場のダイナミズムによって支えられ、急成長を遂げてきた。国内の厳しい競争環境を生き抜いたことで、チャイニーズドリームを体現するアリババやテンセント、京東、拼多多(PDD)などのITプラットフォームのほか、通信機器のファーウェイ、電気自動車のBYD、車載電池のCATL、SNSのバイトダンスといった世界に通用する企業が数多く誕生した。民営企業は今後もその活力を維持し続けることがで

きるのか――。これが中国経済の先行きを左右することになると、筆者は考えている。



注1.. 中国政府網「習近平.. 在民営企業座談会上的讲话」(18年11月1日)

注2.. 中国政府網「関于深化国有企業改革的指導意見」(15年9月13日)

注3.. 「2020年の中国の経済政策方針慎重に出口戦略を模索しつつ、構造問題対応に着手」みずほインサイト(20年12月25日)

注4.. 中国政府網「関于進一步減輕義務教育階段學生作業負担和校外培訓負擔的意見」(21年7月24日)

注5.. 月岡直樹「中国の若年失業率は高止まりへ 新卒急増で就職環境は一段と厳しく」Mizuho RT Express (22年7月22日)

注6.. 中国共産党新聞網「中共中央政治局召開會議 分析研究当前經濟形勢和經濟工作」(22年4月28日)

注7.. 月岡直樹「経済正常化を目指す2023年の中国重要会議で『ウイズコロナ』下の経済政策を決定」みずほインサイト(22年12月26日)

注8.. 中国政府網「関于促進民営經濟發展壯大的意見」(23年7月19日)

# 対外経済関係の焦点 —米国とグローバル・サウス

中国経済が足踏みを続けている。不動産不況や地方債務の破綻リスクといった構造的問題も顕在化している。ゼロコロナ政策にみられるように、中国経済の不振には確かに「政策不況」の一面がある。しかし中国では、その原因は「百年に一度の大変革期」にある国際環境に求められることが多い。中国が国内大循環を主体とする「双循環」戦略を提起しているのも、激変する国際環境に対するその厳しい情勢認識を反映した動きといえよう。

●大橋 英夫 Ohashi Hideo 専修大学経済学部教授

2023年第1〜3四半期の中国の輸出は、ロシア向け輸出の急激な増加を除けば、それぞれ前年同期比5・7%減、7・5%減と前年割

れが続いている。外資導入も同8・4%減と低調である。しかし中国の対外経済部門の不振の原因を世界経済の低迷にのみ帰することはできない。

ここでは、対米関係とグローバル・サウスを中心として、中国の対外経済パフォーマンスにも影響し始めた習近平「新時代」の対外経済戦略について考察してみたい。

## バイデン政権の対中政策

中国の対外経済関係の最大の懸念材料は引き続き対米関係である。政権誕生から3年を経て、バイデン政

権の対中政策にはより包括的な展開がみられるようになった。

第一に、対中通商政策では、トランプ政権下の通商法301条に基づく対中追加関税はバイデン政権に継承されている。また安全保障に直結する機微技術・製品に関する貿易・投資管理の強化に加えて、21年未成立の「ウイグル強制労働防止法」(UFLPA)に基づく輸入規制(特定中国企業の通信機器の輸入・調達制限も実施されている)。

23年8月にバイデン大統領は、米国から「懸念国」への対外投資に関する大統領令に署名した。これにより半導体、量子技術、AIの3分野で安全保障と不可分な機微技術・製品に関する対外投資を制限するプロ

グラムが新設された。今後は財務省が具体的ルールを策定することになるが、議会でも関連法案が準備中である。これにより米国の対中輸出入

中国からの対内投資に加えて、米国の対中投資も一定の管理が可能となった。ただし、バイデン政権としては、トランプ政権のような対中デカップリングを指すわけではなく、領域を限定し、その管理を徹底する方針(small yard, high fence)を明らかにしている。

第二に、トランプ政権の単独主義が見直され、英国との「太平洋貿易の未来に関する対話」、EUとの「貿易技術評議会」(TTC)、米英豪の安全保障枠組み(AUKUS)、日米豪印(QUAD)首脳会議などを

通して、同盟国・同志国との連携強化が図られている。いずれも対中依存の軽減やサプライチェーンの強靱化というバイデン政権の要請に合致した動きである。これは同盟国・同志国にサ

プライチエーンを移転させるフレンドシップリングやアライドシップリング、また米国主導の新たな「インド太平洋経済枠組み」(IPEF)の構築として具体化が進められている。

第三に、米国の経済再生と技術競争力の向上を目的として、23年8月に成立した「CHIPS法」と「インフレ削減法」に基づく産業支援策が展開されている。前者は半導体投資の奨励策であり、これにより世界をリードするTSMCやサムスン電子の対米投資が可能となった。また前



表 制裁・制限に対して報復措置を認める中国の主要法規

外国貿易法 (1994年7月1日施行)	2016年の改正により、貿易に関して他国が講じた差別・禁止・制限的な措置に対して、中国が対抗措置を採ることを認める(第7条)。
外国投資法 (2020年1月1日施行)	中国企業による海外買収に対する監視が強化されるなかで成立。中国人投資家に対する制限・差別認識に対する相互措置を認める(第40条)。
信頼できないエンティティ・リスト (2020年9月16日発布)	外国の制裁とブラックリストに応じて、中国企業・組織・個人との市場取引を制限する外国企業にコストを課することを目的とする。
輸出管理法 (2020年12月1日施行)	国家利益と安全保障を目的とし、輸出規制の根拠を提供する。外国政府の輸出規制に応じて相互措置を講じることを認める(第48条)。
不当域外適用阻止弁法 (2021年1月9日施行)	二次制裁など、中国政府が外国法の不当な域外適用とみなすものを抑止することを目的とする。EUのブロックキング規制に相応する。
データ・セキュリティ法 (2021年9月施行)	データ関連投資・貿易、データ開発・利用技術に関する差別的な禁止・制限・その他の措置に対して相互措置を認める(第25条)。
反外国制裁法 (2021年6月10日採択)	外国の制裁・干渉・域外適用管轄権に対抗するために、中国企業・個人に対する外国政府の制裁遵守を罰する権限を政府に与える。
個人情報保護法 (2021年11月施行)	個人情報の保護に関して、差別的禁止・制限措置が講じられたと中国が判断した場合に対抗措置を講じることを認める(第43条)。
対外関係法 (2023年7月1日施行)	中国の主権・安全保障・発展の利益に危害を加えた行為に対し、「相当の措置」をとることを認める(第33条)。

(出所) 各種報道をもとに筆者作成

## 米国の対中半導体規制

米中関係の主要な争点のひとつが半

導体は中国を含む「懸念国」での製造能力の拡張を制限することを条件としており、後者はE V普及の優遇条件として北米での生産・調達を義務づけている。従来から米国は中国をはじめとする外国の産業政策を厳しく批判してきたが、これら産業支援策は明らかに中国との競争を意識して策定された産業政策にはかならない。

導体をめぐる動きである。米国の技術が使用された先端半導体の軍事転用を防止するために、米商務省は22年10月に先端半導体・同製造装置の中国への輸出を原則禁止した。この規制では、米国の大学・研究機関からの技術流出防止措置と同様に、中国において半導体の開発・製造に関する米国籍の人材も規制対象に含まれた。

ところが、23年8月に華為技術が米国の規制対象となっている7ナノ

メートル半導体を実装したスマートフォン・ファーウェイMate 60 Proを発表した。これは既存の製造装置の応用により開発されたものとみられるが、この新製品の出現により米国の半導体輸出規制の有効性について疑義がもたれるようになった。

半導体規制発効後、1年間の検証を経て、23年10月に米商務省は中国向け先端半導体輸出管理規定の改定を発表した。ここでは、事実上の禁輸措置の対象を米国の武器禁輸措置の対象であるイランなど21カ国、世界各地の中国企業の子会社・事業所にも広げた。また中国と近い関係にある40カ国以上への輸出も制限し、中国が先端半導体を手する迂回経路を遮断する方針が明らかにされた。また軍事転用の可能性があるAI向けの半導体については、最先端でなくとも新たに輸出を規制する方針が採られた。

同時に、前述の「CHIPS法」に基づく奨励策の規定、つまり「懸念国」・中国での半導体生産に関して、米商務省はサムスン電子とSKハイニックス、TSMCの中国拠点に与えていた1年間の規制猶予を無期限で延長した。韓台企業とは米国内投資での連携が不可欠であるとの配慮が

なされたよつである。

## 対米関係と中国の対応

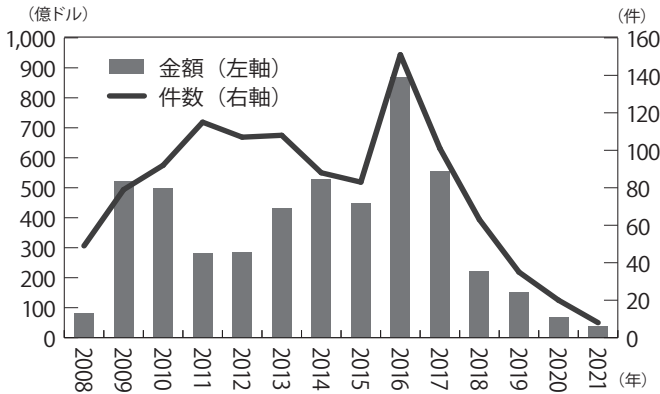
米国の対中追加関税に対して、まず中国は報復関税を実施した。続いて制裁措置を前提とした「エンティティ・リスト」を作成し、外国法令の域外適用を阻止し、さらに他国・国際機関の制裁措置に対抗する制度を導入した(表)。もっとも、これまで中国の規制・管理措置の発動は、外国の対中制裁措置に対する「反射」的な対応に終始してきた。23年12月のE V材料・黒鉛に対する輸出管理の導入も、タイミング的には米国の半導体規制強化への対抗措置とみなされている。ただし、中国がこれら二連の対抗措置の根拠となる法的整備を同時に進めていることは注目に値しよう。

この間、中国では国家安全がより強調されるようになり、なかでもサイバー・セキュリティとデータ・セキュリティは国家安全の重要分野とされている。本来、軍需・両用品目の拡散防止を目的として、いわば「大国」としての国際義務を履行するために準備されてきた「輸出管理法」も、米中対立が激化するなかで、輸出を国家安全の観点から包括的に管理するための基本法として位置づけられる

# 2024年 中国経済のゆくえ

## SPECIAL REPORT

図 中国の海外開発金融の推移



(出所) Boston University Global Development Policy Center (<https://www.bu.edu/gdp/chinas-overseas-development-finance/>), 2023. をもとに筆者作成

ようになった。

米国では、年初から通商代表部 (USTR) の外国貿易障壁報告、財務省の外国為替操作報告、國務省の人権報告などが発表され、例年春先から中国批判が集中し、議会を含めて対中認識は総じて悪化する傾向がある。その後、気候変動のように交渉に乗りやすい分野での議論が続けられ、秋のアジア太平洋経済協力会議 (APEC) など、一連の国際会議での米中首脳会談の開催に向けて関係修復の努力が続けられる。しかし、ようやく開催に漕ぎ着けた首脳会談

では、その成果はせいぜい軍事衝突回避の「ガードレール」の設定といった基本原則の再確認にとどまる。トランプ政権の追加関税発動後の米中間係では、このような動きが毎年繰り返されてきた。

### 中欧関係の変質

トランプ政権が同盟国からの鉄鋼・アルミ輸入にも追加関税を課すなど、同盟関係を軽視する政策を採ったことから、EUは米国の対中政策から暫時距離を置いていた。この間、EUと中国は20年末に包括的投資協定 (CAI) の大筋合意に達し、活発な経済交流が続けられていた。しかし中国企業が欧州企業の買収を続け、中国が中東欧16カ国と中国中東欧首脳会議 (16+1) のちにギリシャが参加し17+1) を形成するようになるなど、EU諸国の間では中国に対する警戒感が高まった。

21年5月に欧州議会は、中国のウイグル族に対する不当な扱いが人権侵害にあたるとしてCAIの凍結を決議した。また台湾に接近したチェコやリトアニアに対して中国が貿易制限措置をとると、EUは中国の経済的威圧に対する反発を強め、23年3月にEU理事会と欧州会議は「反威

圧手段規則案」の暫定合意に達した。しかもこの間、バルト三国は17+1からの離脱を決定している。さらに23年6月にEU首脳会議は、EU中国関係に関する新たな戦略方針を盛り込んだ包括文書を採択した。そこでは対中依存度や経済的脆弱性を下げること、対中デリスキングを推進することが提起された。

これを受けて23年7月にドイツは「対中戦略」を発表した。ここでは中国を「パートナーであり、競争相手であり、ライバルでもある」と位置づけ、EU・同志国との協力のもと、ドイツは対中デリスキングを進める方針を明らかにしている。EU以外でも、英国のスナク首相は、15年にキャメロン首相が主張した中国との「黄金時代」は終焉したと指摘し、中国の権威主義を厳しく批判している。23年を通して、中国がEUに輸出攻勢をかけているEV車に対する補助金をまた風力発電をめぐって、EU中国間で新たな貿易摩擦が生じている。また中国の経済的威圧に反対する動きは、EUからG7・同志国にも広がっている。

### グローバル・サウスへの接近

G7・先進国との関係が手詰まり

状態にあることから、「世界最大の発展途上国」を自認する中国は、これまで以上にグローバル・サウスの国々への接近を強めている。国際経済における先進国のプレゼンスが相対的に低下し、米中対立により国際関係が多極化するなかで、多くの国々は原理原則よりも状況にあわせて自国利益の確保を優先する傾向を強めている。たとえば、ウクライナ侵攻に関する国連のロシア非難決議でも、多くの国々が棄権・中立的立場を表明した。その多くがグローバル・サウスの国々であり、先進国に対する「異議申し立て」をはじめ、既に一定の国際的発言力を有している。

中国は13年に「二帯一路」構想を打ち出し、豊富な資金を用いて途上国のインフラ整備を進めるなど、グローバル・サウスへの接近を図ってきた。ところが、中国の不十分な事前調査に基づく融資の提供と途上国の安易な借り入れ依存体質が相俟って、途上国融資の焦げ付きが国際問題化している。途上国の公的対外債務に関しては、中国は世界最大の債権国である。また債務との引き換えに整備したインフラの長期経営権を中国側に移譲するなど、「債務の罠」に陥った途上国も少なくない。

23年10月に開催された第3回「二帯一路」首脳会議では、中国は「質の高い発展」を目指すことを表明した。

中国の海外開発金融の推移からみても明らかのように、中国のグローバル・サウスに対する戦略は、単なる「小切手外交」から大幅な転換に踏み切ったものとみられる(図)。23年8月の新興5カ国(BRICS)首脳会議でも、中国はBRICS加盟国の拡大を主張し、BRICSとグローバル・サウスの影響力を高めることにより、先進国主導の国際秩序に挑戦する姿勢を明確にしている。

## グローバル・ガバナンスへの積極的関与

「大国」となった中国は、グローバル・ガバナンスへの積極的な関与を強めている。もともと、中国が既存の国際秩序を全面否定して、新たな国際秩序の構築を目指そうとしているわけではない。中国は23年2月に世界平和・安全、国連憲章の擁護、平和的紛争解決など、中国外交の基本原則を集約したグローバル・セキュリティ・イニシアチブ(GSI)を発表した。王毅外相によると、同年2月のウクライナ戦争に関する中国の12項目のポジションペーパー、翌3月のイラン

とサウジアラビアの外交関係正常化における中国の仲介も、GSIに基づいた中国の行動であるという。

習近平総書記が21年の国連総会で提起したグローバル開発イニシアチブ(GDI)、23年3月のグローバル文明イニシアチブ(GCI)とともに、GSIは中国が目指す「人類運命共同体」に向けての綱領である。いずれも民主主義や人権といった普遍的価値よりも、中国共産党「国家中心の価値体系を基本としている。したがって中国の対外行動は、主権、領土保全、内政不干渉、民族自決などを基本原則とする、古典的な国際秩序(ウェストリア体制)に基づいている。一方、改革開放を通して中国が享受してきた戦後のリベラルな国際秩序を特徴づける市場経済、民主主義、法の支配、国際協調などの価値観は、より選択的に、「中国の特色」に沿った形で受容されることになる。22年10月の中国共産党第20回大会で提起された「中国式現代化」は、「近代化＝西洋化」の「誤った」考え方を打破し、途上国に新たな道筋を示すものとされた。

## 停滞を続ける日中関係

23年11月のAPECでは日中首脳会談が1年ぶりに実現したが、今日

の日中関係はまさに「政冷経冷」状態にある。たしかに、中国の地方政府による日本企業の誘致活動はきわめて活発に行われている。しかし中国当局による日本人ビジネスマンの拘束・逮捕、福島第1原発の処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止措置などを反映して、日中ビジネスの動きはきわめて慎重かつ緩慢である。とはいえ、世界を見回しても中国市場に代替しうる市場が見当たらないなか、多くの日本企業の業績は中国市場に左右されている。そのため大企業の間では、新規コストを要しても、グローバルサプライチェーンとは別に中国市場向けのサプライチェーンを追加的に構築する動きもみられる。

日中関係に限らず、今日の国際関係は「新冷戦」と呼ばれるような転換期にある。多国間・二国間関係での現状打破が困難を極めるなか、プーリ(Purilateral)関係と呼ばれる当事者・複数国間関係が重要性を増している。たとえば、WTOの機能不全に陥っている紛争解決メカニズムを補完する多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)、また世界的に広がるFTAにみられるように、バイやマルチの関係に加えて、プーリ関係の動きは注目に値する。日中関

係の現状打破の糸口も、RCEPや日中韓などのプーリ関係にあるのかもしれない。

ただし、先進国がイシュー・ベースのプーリ関係を志向しているのに対して、中国は国家ベースのプーリ関係に固執する可能性が高い。中国の対外経済行動の背景には、やはり米国のG7優位の国際関係を再構築しようとする意図が認められる。また中国が経済的威圧行為を繰り返すことから明らかのように、中国にとつての通商関係は基本的に「政経不可分」であることを再認識する必要がある。

### 《参考文献》

- 大橋英夫(2023)「米国の対中戦略と中国の対応」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編『変質するグローバル化と世界経済秩序の行方』文眞堂。
- 大橋英夫(2023)「米国の対中通商政策の課題」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『高まる地政学的リスクとアジアの通商秩序』文眞堂。
- 大橋英夫(2023)「中国の経済的威圧行為」[https://www.dhec.jp/2023/ohashi\\_0921/](https://www.dhec.jp/2023/ohashi_0921/) 国際経済連携推進センター、9月21日。



# 低迷続く中国不動産市場の展望 金融危機に至る可能性は低い が、停滞は長期化し、経済の重石に

中国で不動産市場の低迷が続いている。政府は不動産政策を緩和しているが、その効果は即効性を欠くことから停滞は長期化しそうだ。正常化した後も、人口減少と過剰在庫により不動産市場は軟化しやすい状態が続くとみられる。経済への影響は、現状では許容可能な範囲内だが、不動産市場がハードランディングすれば深刻なものとなる。他方、金融面では、銀行の不良債権処理余力がまだ十分にあるため、金融収縮に至る可能性は低いとみている。

●三浦 祐介 MURA Yusuke 株式会社ニッセイ基礎研究所経済研究部主任研究員

## 低迷が長期化する 中国不動産市場

中国で不動産市場の低迷が続いている。2020年に始まった不動産デベロッパの債務管理強化などの影響で、大手を含む一部デベロッパの資金繰りが悪化し、買い主への物件引き渡しに滞るようになった。これに不満を抱いた買い主の間で、22年7月以降、住宅ローン支払いボイコットの動きが広がり、先行き不安による買い控え拡大で住宅市場の悪化が進んだのだ。

事態を重くみた中国政府は、物件の竣工・引き渡しを安定的に進めるための対策やそれに関連する資金繰り支援強化の措置などを相次ぎ公表してきた。しかし、住宅販売面積が前年比マイナスの状況は続き、過去にないほど長期化している。消費者の不安心理は根強く、なかなか解消されていないのが実情だ(図1)。

## 不動産政策は緩和に転じた が過度な緩和は期待できず

低迷長期化を受け、23年7月に開催された中央政治局会議では、不動

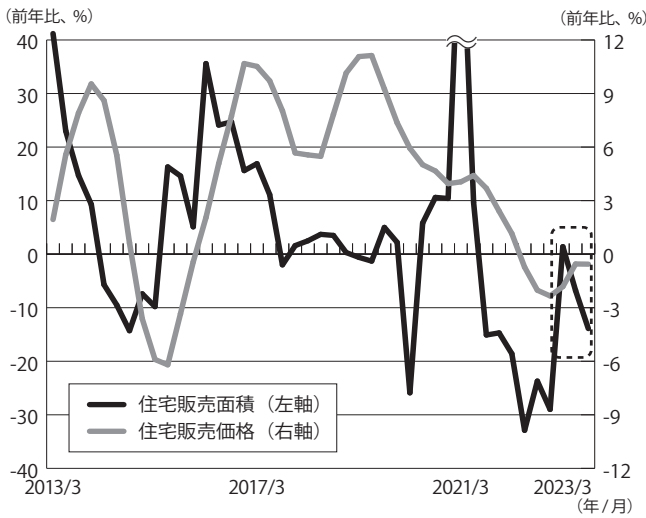
産政策を緩和する考えが示され、その後、地方政府を中心に緩和の動きが相次いでいる。例えば、住宅買い替え時の頭金比率などの借り入れ条件の緩和や、1軒目購入時の頭金比率引き下げ、住宅購入の前提となる自地域への戸籍転入に関する制限の緩和・撤廃のほか、販売価格に関する規制を緩和する地方も現れている。

今後も同様の動きは続くと思われるが、過度な緩和には消極的とみられる。前述のような各種緩和措置などを通じて住宅販売を後押ししつつ、物件引き渡し支援策やデベロッパへ

の資金繰り支援により消費者の買い控え心理の解消を図り、地道に不動産市場の回復を促していくものと考えられる。

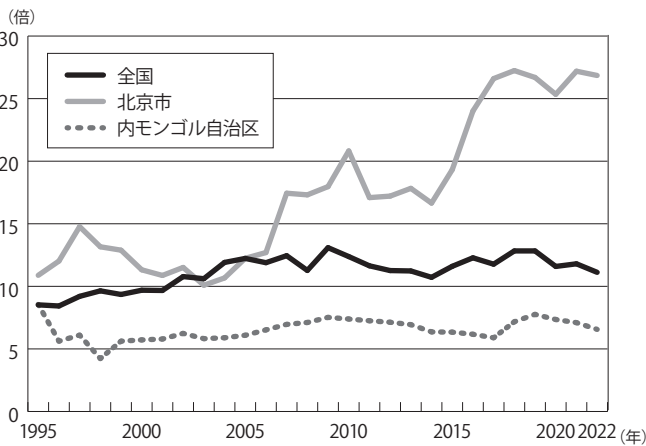
緩和拡大に慎重となる背景には、不動産市場を巡る構造的な課題がある。例えば、大都市を中心に所得対比で高水準にある不動産価格の問題だ。試算値であるため幅をもってみる必要があるが、世帯可処分所得に対する住宅価格の比率をみると、22年時点の水準は、11倍と必ずしも低い水準である(図2)。「共同富裕」のスローガンのもとで格差是正の取り

図1 住宅販売面積・価格の伸び率



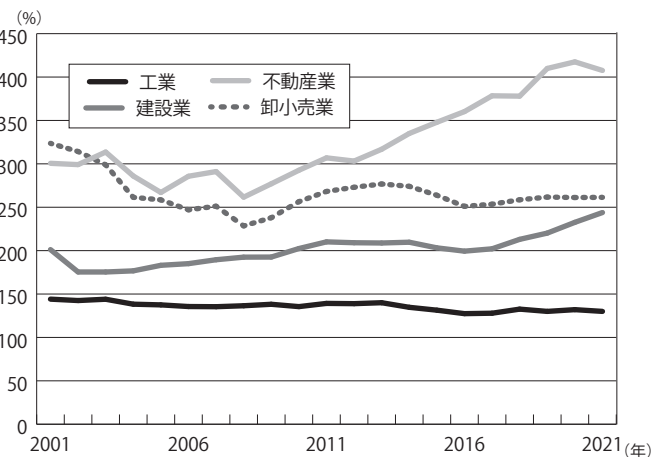
(注) 四半期ごとの伸び率。価格は70都市平均。面積は年初末累計伸び率をもとにした試算値。  
(出所) 中国国家统计局、CEICより、ニッセイ基礎研究所作成

図2 住宅価格の世帯可処分所得比



(注) 住宅価格は「(販売額÷販売面積) \* 1人当たり平均建築面積 \* 0.75 \* 1戸当たり平均人数」、世帯可処分所得は「1人当たり可処分所得 \* 1戸当たり就業人数」として試算。平均建築面積に含まれる共用部分の面積が25%と仮定し、0.75を乗算。対象地方や対象年のデータがない場合は、全国データや直近年のデータで代替。  
(出所) 図1に同じ

図3 業種別の負債比率



(注) 負債÷株主資本。  
(出所) 図1に同じ

組みを進めているなか、中間所得層の住宅負担が高まり富裕層との格差が拡大することは望ましくない。  
また、20年から始まった債務管理強化の背景でもある不動産デベロッパの高レバレッジは、金融リスクの温床であり、解消の必要性が高い。不動産業の負債比率は、10年代半ばから目立って上昇を続けている(図3)。不動産業の場合、予約販売の代金が契約負債として負債に計上されるため、積極的な業容拡大のために負債が膨らみやすいという特徴があり、看過できない状態にあるとい

える。不動産市場がかつてのような高成長を見込めないなか、デベロッパの体質改善を先送りすれば、後に禍根を残すことになる。  
**今後の展望：停滞は長期化する見込み。ハードランディングのリスクもくすぶる**  
政策の緩和を受け、不動産市場は徐々に底打ちに向かうと考えられるが、デベロッパの資金繰りは依然厳しい状況にあり、消費者の間に安心感が醸成されるにはまだ時間がかかりそうだ。販売の減少幅拡大に歯

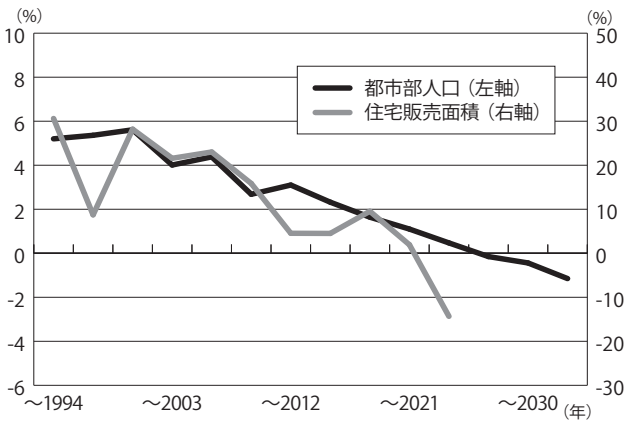
止めがかかり始めるのは、早くとも24年になると予想される。それでも、24年も前年比で減少となる可能性も十分にあり、停滞は長期化する見込みだ。  
販売が底打ちした後も、需給両面の要因から不動産市場は軟化しやすく、住宅価格や不動産開発投資への下押し圧力が続き、経済の重石になると考えられる。需要面については、人口減少による影響が大きい。例えば25〜44歳の都市部人口(推計値)は、2000年代から低下傾向にあり(図4)、現在はまたわずかなが

ら増勢を維持しているが、20年代後半には減少に転じる見込みだ。また、供給面については、在庫の水準が高まっている。建設中物件の面積(試算値)を販売面積対比でみると、足元では4年分の販売面積に相当する在庫が積み上がっている計算となる(図5)。販売不振の状況下で、在庫が十分に消化されるには数年かかる可能性が高い。  
以上がメインシナリオだが、リスクシナリオも想定される。政策の効果があがらずに販売不振が長期化することで、大手デベロッパの

# 2024年 中国経済のゆくえ

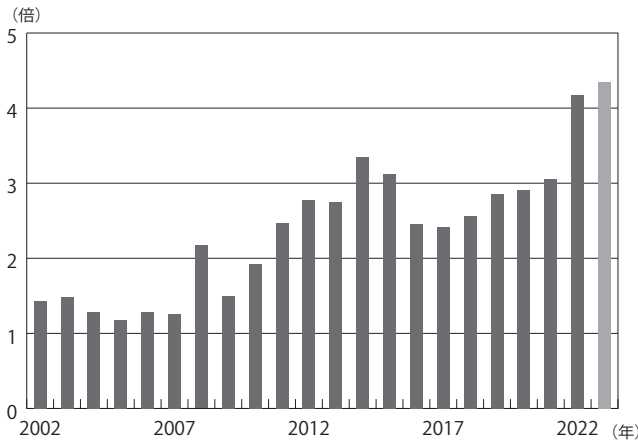
## SPECIAL REPORT

図4 都市部人口(25～44歳)と住宅販売面積



(注1) 3年ごとの平均伸び率。  
(注2) 国連の推定値(2021年まで)および予測値(2022年以降、低位推計)に、都市化率に関する国連予測値(2018年時点)を乗じて推計。  
(出所) 国際連合、中国国家统计局、CEICより、ニッセイ基礎研究所作成

図5 建設中の住宅在庫面積(販売面積比)



(注1) 「在庫面積=施工面積-竣工面積-予約販売面積」として推計。  
(注2) 2023年の値は、1～10月の累計伸び率に基づく。  
(出所) 図1に同じ

雇用悪化や住宅価格下落による逆資産効果、不動産関連税収や土地使  
用権売却収入の減少による地方財政の悪化といった影響の広がりも想定される。とくに、地方財政に関しては、地方政府の主要財源に占める土地・不動産関連の歳入のシェアが37%(21年)と大きい。財源不

足により、経済下支えの重要な柱であるインフラ投資にも下押し圧力がかかり、経済の悪化に拍車がかかる恐れがある。  
23年中は、不動産市場低迷の影響が続くなかでもプラス5%前後の成長率目標は達成できそうな見込みだが、上述のリスクシナリオのように一段と悪化が進んだ場合、景気への影響は無視できないものとなる。不動産市場が不安定な状況が続くことを踏まえると、24年も景気の下振れリスクはくすぶり続けることになるだろう。  
次に、金融に関しては、不動産デベロッパー向けの融資や家計の住宅ローンに関する銀行の不良債権の増加や、債券デフォルトの発生を招く。実際、不動産関連の不良債権は、19年から22年末にかけて増加している。ただし、不動産市場発の金融危機へと発展する可能性は低いとみられる。中国指導部は、金融システムリスクの発生に対して警戒を強めており、23年10月に開催された中央金融工作会议では、金融リスク防止・解消に関する文脈の中で、「様々な所  
有制の不動産企業の合理的な資金需要を満たす」とされた。11月以降は、業績不振が目立つ民間デベロッパーを

倒産などを契機に消費者心理が冷え込み、販売が一段と減少する、というものだ。そうなれば、それが他のデベロッパーの財務悪化を招き、負の循環が加速する恐れがある。この際、家計が保有する投資用物件も潜在的な供給圧力となる。人民銀行が19年に都市部家計3万戸を対象に行った調査によれば、2軒以上の物件を保有している家計は全体の約4割と、投資用物件の規模は無視できない。価格下落期待が高まり、売却が加速すれば、市場の悪化に拍車がかかりかねない。

他方、政策対応がより積極的なものとなれば、底打ちに向かうペースはやや早まるかもしれない。例えば、債務管理強化の緩和や撤廃などにより資金繰りに苦しむ不動産デベロッパーの救済などが進めば、消費者心理の改善にはプラスに働かだろう。前掲図表4の通り、人口の伸び鈍化のペース以上に販売が減少していることを踏まえれば、ペントアップ需要が生じる可能性もある。  
もともと、中国指導部が不動産市場のソフトランディングを目指すなか、リスクシナリオ、楽観シナリオ

とも実現の可能性は高くないと考えられる。仮に悪化が進行すれば、歯止めをかけるべく強力な措置を打ち出すことが予想される。  
**経済への影響は広範にわたるが、金融危機に至る可能性は低い**  
不動産市場の悪化は、实体经济や金融にどのような影響を及ぼすだろうか。  
まず、实体经济に関しては、不動産開発投資や不動産販売、住宅関連消費財の販売の減少が経済を直接下

押する。このほか、雇用の悪化や住宅価格下落による逆資産効果、不動産関連税収や土地使  
用権売却収入の減少による地方財政の悪化といった影響の広がりも想定される。とくに、地方財政に関しては、地方政府の主要財源に占める土地・不動産関連の歳入のシェアが37%(21年)と大きい。財源不  
足により、経済下支えの重要な柱であるインフラ投資にも下押し圧力がかかり、経済の悪化に拍車がかかる恐れがある。  
23年中は、不動産市場低迷の影響が続くなかでもプラス5%前後の成長率目標は達成できそうな見込みだが、上述のリスクシナリオのように一段と悪化が進んだ場合、景気への影響は無視できないものとなる。不動産市場が不安定な状況が続くことを踏まえると、24年も景気の下振れリスクはくすぶり続けることになるだろう。  
次に、金融に関しては、不動産デベロッパー向けの融資や家計の住宅ローンに関する銀行の不良債権の増加や、債券デフォルトの発生を招く。実際、不動産関連の不良債権は、19年から22年末にかけて増加している。ただし、不動産市場発の金融危機へと発展する可能性は低いとみられる。中国指導部は、金融システムリスクの発生に対して警戒を強めており、23年10月に開催された中央金融工作会议では、金融リスク防止・解消に関する文脈の中で、「様々な所  
有制の不動産企業の合理的な資金需要を満たす」とされた。11月以降は、業績不振が目立つ民間デベロッパーを

念頭に、資金繰りをしっかりモニタリングし、必要な資金繰り支援を行うとの方針のもと、金融当局による対応が進んでいる。

また、不動産セクター向けのファイナンスの大半を占める銀行貸出について、銀行業全体でみて不良債権増加に対する耐性がまだあると考えられる。例えば、20年以降、銀行業は全体で毎年約3兆元以上の貸倒引当金を繰り入れているとみられ、そのうえで2兆元近い純利益を計上している。加えて、23年6月末時点で、銀行の貸倒引当金が6兆6000億円、自己資本の取り崩し余地が6兆6700億円（試算値）<sup>注1</sup>あり、これらを合計すれば、18兆元程度となる。これは、不動産向け以外にも含む不良債権残高（3兆2000億円、23年6月末）の約6倍の規模である。体力の弱い一部の中小銀行に關しては、経営への影響が深刻になる恐れもあるが、資産規模で業界全体に占める割合は相対的に低い。また、個別に破たん懸念が生じた際には、人民銀行が流動性供給を実施する等、その影響が全国に伝播して金融収縮を招かないよう対策がとられるだろう。

なお、債券や信託など銀行貸出以

外のファイナンスについては、銀行貸出に対して10%強の規模にとどまることから、ボリュウムの面で金融システム全体におけるプレゼンスは限定的である。懸念があるとすれば、いわゆる「どんぶり勘定」により複数の資産をまとめて運用するなど、リスクの所在が不透明になりがちなシャドーバンキングの存在が指摘できる。中国のシャドーバンキングに関しては、健全化に向けた対応が18年に始まり、21年度末で是正措置が完了していたが、23年夏に返済遅延を起こし問題となった中融国際信託のよりに、依然リスクの高い資金運用がなされるケースが残存しているようだ。ただ、マクロでみれば、シャドーバンキングの規模は10年代半ばから縮小傾向にあり<sup>注2</sup>、運用の健全化も進められていることから、当時に比べリスクは低下しているとみられる。

### おわりに：不動産市場ソフトランディングの成否は中国经济の行方をも左右

今後、仮に不動産市場のコントロールに失敗し、ハードランディングの懸念が高まっても、それに対応するための政策対応の余地はまだ存在する。例えば、デベロッパの債務管理強化

撤廃などの不動産政策の大幅緩和や、AMC（資産管理会社）による不良債権処理強化、金融機関への公的資金注入拡大などだ。

ただ、これらの策は、最終的に財政の負担として跳ね返り、今後の政策運営を制約することになる。景気の安定維持や「共同富裕」実現に向けた格差縮小をはじめ政策課題が山積するなか、今回の不動産市場コントロールの成否は、今後の中国经济の行方を左右するといつても過言ではない。今後も綱渡りの状況が続く見込みであり、不動産市場を巡る動向には引き続き注視する必要がある。



大量に建設される住宅。こうした状態のまま工事がストップし、竣工に至らないことも（2018年北京にて撮影、筆者提供）



25%→1・5%の5段階（ここでは1%）の合計値（11・5%）とした。

注2：例えば、信託の残高はピークであった17年の21兆元から22年末には15兆元まで縮小している。このほか、迂回融資に用いられる「非標準化債権」と呼ばれるプライベートクレジットに類する資産が、一般向けに販売されている理財商品の運用資産に組み込まれているが、その比率は18年の17%から22年には7%まで低下している。

注1：2023年6月末時点の自己資本比率（14・66%）と中国における自己資本比率規制の差。規制水準の自己資本比率は、自己資本比率（8%）および資本バッファ（2・5%）のほか、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に課せられるD-SIBバッファ（0・

# 激変する中国のデジタル経済

「質の高い発展」を目指す中国は、最もイノベーションが生まれているデジタル経済の発展を国家戦略に位置づけ、「数字中国（デジタルチャイナ）」建設を進めている。しかし、デジタル経済の発展を担う民間企業に目を向けると、これまでのBtoC型のデジタルビジネスは、市場の成熟化、政府の規制強化を背景に、イノベーションが生まれにくい状況に陥っている。一方、最近では、BtoB、製造業分野を中心に資金も集まり、ユニコーン企業の顔触れにも変化がみられる。

●西村友作

NISHIMURA Yusaku

対外経済貿易大学 国際経済研究院教授

2022年10月に開催された中国共産党の第20回党大会において、習近平総書記は経済に関する報告の冒頭で、「質の高い発展は社会主義現代化国家の全面的建設の最重要任務である」と発言し、「首要任務（最重要任務）」との強い言葉を用いて経済発展重視の姿勢を示した。経済発展に伴う国民の生活水準の向上は中国共産党の大きな求心力となっている。中国には依然として多くの社会問題が山積しており、足元では不動産や地方財政、若年層の失業など新たなリスクも顕在化している。今後は人口減少に伴う少子高齢化社会の到来も見込まれており、いずれも経済成長が滞れば解決が難しい。しかしこれまでの「量」を追求する成長モデルは、環境や社会への負荷が大きく持続可能ではない。

発展の「質」を高めるために必要なのが全要素生産性の向上である。供給サイドからみると、経済成長の原動力は、労働供給、資本ストック、全要素生産性の3つの要素に分解できる。労働供給、資本ストックの経済成長への寄与度が低下するなか、安定成長を実現するためには、イノベーションを通じた全要素生産性の向上が不可欠となっている。現在、中国で最もイノベーションが生まれている分野がデジタル経済である。中国は、このデジタル経済の発展を国家戦略に位置づけ、社会のあらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）を図る「数字中国（デジタル・チャイナ）」建設を進めている。中国が目指す35年までの社会主義現代化の基本的実現には、イノベーション駆動型発展に資す

る、「数字中国」の建設が重要となる。

## 加速する「数字中国」建設

5年に一度発表される国民経済の長期的な発展のための目標と方向性を示した『第14次五カ年計画（21～25年）』において、「デジタル化の発展を加速させ、数字中国を建設する」という方針が掲げられ、「経済」「社会」「政府」のあらゆる面におけるDXを推進する方針が示された<sup>1)</sup>。

23年に入り、この「数字中国」の建設が加速している。23年2月、中国共産党中央委員会および國務院は「数字中国建設の全体配置計画」（以下「計画」と略称）を発表し、空間軸（「2522」体制）と時間軸（25年と35年の発展任務）の観点から建設を進めていく方針が示された。「2522」とは、デジタルインフ

ラとデータ資源という「二つの基礎」を固め、デジタル技術による経済政治、文化、社会、エコ文明の「五位一体」の発展、イノベーションとセキュリティの「二大能力」の強化、国内外「二つの環境」におけるデジタル化の発展を指す。

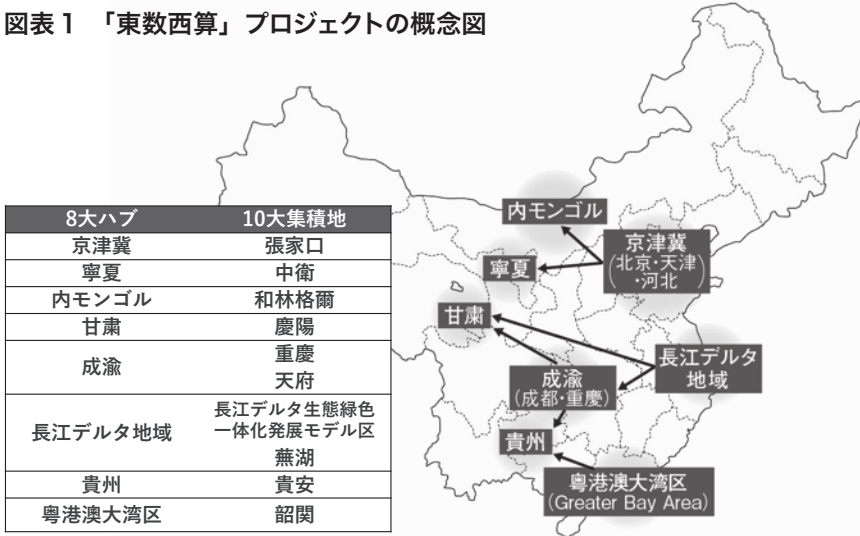
また、「計画」では、25年までに各部門・領域が一体となって「数字中国」の推進体制が基本的に形成されること、35年までにデジタル化の発展水準が世界の最前列に入り、「数字中国」の建設に大きな成果がもたらされることを目標として掲げている。

## デジタルインフラ「東数西算」プロジェクト

基礎となるデジタルインフラの整備については、高速規格通信5Gや光通信ネットワークの構築、「北斗（中



図表1 「東数西算」プロジェクトの概念図



(注) 地図は中国大陸のみ記載。  
(出所) 国家發展・改革委員会資料、各種報道をもとに筆者作成

具体的には、京津冀（北京・天津・河北）、長江デルタ地域、粵港澳大湾区（Greater

Bay Area）、成渝（成都・重慶）、内モンゴル、貴州、甘肅、寧夏の8エリアをコンピューティングハブとし、これらのエリアに10カ所のデータセンター集積地を建設する（図表1）。

「東数西算」の経済効果は幅広い分野に及ぶ。例えば、データセンター建設の原則として、グリーン、低炭素集約、高効率が掲げられており、電力は再生可能エネルギーで供給される計画となっている。したがって、データセンターそのものの建設のみならず、太陽光、風力、水力といったグリーン発電所建設も伴う。また、IT設備の製造やソフトウェア開発といった分野への波及効果も期待される。関連投資は年間4千億元（約8兆円）に達する。

### データ資源の利活用

もう一つの基礎として「データ資源循環の促進」を掲げており、データの流通や取引、分配などの仕組みの確立を目指す。「計画」にも、「商業データの潜在的価値の創出、データ財産権制度の確立、データの資産評価に関する研究、データの価値に応じた分配の仕組みの確立などを推進する」と記されている。社会全体のDXが急速に進む中国は「21世紀の

### 国家データ局の新設

このデータ利活用を促進する新たな部門、国家データ局の創設が、23年3月の全国人民代表大会（全人代）で採択された「党と国家機構改革方案」で示され、同年10月に正式に発足した。

これまでは「データ利活用」を担う機能が複数の部門に分散しており、

国版GPS」の応用に加え、「東数西算」プロジェクトも進む。

「東数西算」の、「東西」は地域を、「数」はデータを、「算」は計算能力、データの処理能力をあらわす。つまり、データセンター建設やクラウド・コンピューティングなどを通じて新たなネットワークシステムを構築し、人口が集中し経済規模も大きい東部地域で大量に発生するビッグデータを

を、コンピューティングコストが比較的低い西部地域で処理を行うというプロジェクトだ。

プロジェクトの背景にあるのが、国を挙げたDX戦略の進展で見込まれる、国内で生成されるデータ量の爆発的な増加への対応である。国家發展・改革委員会によると、中国国内のデータ処理需要は年20%以上のペースで急増する見通しとなっている。

現時点では、中国国内のデータセンターの多くが東部地域に集中しており、土地やエネルギーなどの面において建設、運営コストが高まっている。一方、西部地域では、広大な土地が確保しやすく、資源が潤沢で、特にエネルギーが豊富だ。大規模なデータセンターを設置し、東部地域で高まるデータ処理需要に応えるポテンシャルを備えている。

石油」と呼ばれるデータの世界最大の「産油国」であり、この重要資源を経済成長へとつなげる狙いがある。

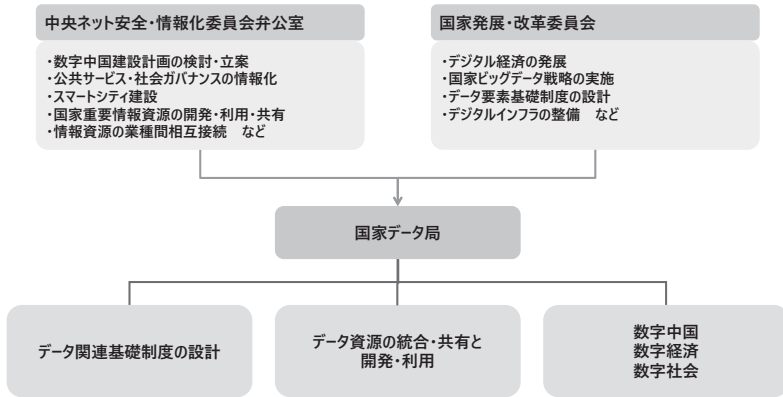
制度的枠組みの整備において参考となるのが、国家發展・改革委員会がまとめた「データ基礎制度構築によるデータ要素のさらなる活用に関する意見」、通称「データ20条」である。これはデータの基礎制度に関する20項目の方針を示したもので、22年6月に習氏が主催した第26回「中央全面深化改革委員会」で採択された。

「データ20条」では、データ財産権という新たな概念が示され、データ資源の所有権、データ加工の使用権、データ商品の経営権という「三権分置」制度を確立する構想が示されている。財産権を明確にすることで、データの流通・利活用を促進したい考えだ。

# 2024年 中国経済のゆくえ

## SPECIAL REPORT

図表2 国家データ局の機能と目標



(出所)「党と国家機構改革方案」をもとに筆者作成

「挙国体制のイノベーションで経済成長」

課題は民間経済にある。たとえ国が環境を整えても、民間企業が経済活動を活性化させなければ十分なイノベーションは生まれない。

事実、10年代に中国経済をけん引したのが「挙国体制のイノベーション」だった。イノベーションの実現には、その原資となる「ヒト」、「モノ」、

家重要情報資源の開発・利用・共有情報資源の業種間相互接続といった機能を移管する。また、国家発展・改革委員会の中でも、デジタル経済の発展、国家ビッグデータ戦略の実施、データ要素基礎制度の設計、デジタルインフラの整備などを担当する部門も移管・統合する。主な職責としては、データ関連基礎制度の設計、データ資源の統合・共有と開発・利用、数字中国・デジタル経済・デジタル社会の計画と構築を推進する(図表2)。

今後は、国家データ局が旗振り役となり、デジタルインフラとデータ資源という基礎の下で、経済、社会、政治などの分野でDXを進め、イノベーション駆動型の経済成長を目指す。

データを経済発展につなげる旗振り役の不在が指摘されていた。この「データ活用」の機能を国家データ局に集中させ、データを監督管理する部門と切り離し、データを生産要素として積極的に活用することで経済成長へつなげたい考えがある。

より具体的には、これまで中央ネット安全・情報化委員会が担っていた、数字中国建設計画の検討・立案、公共サービス・社会ガバナンスの情報化、スマートシティ建設、国の情報化、スマートシティ建設、

「カネ」が集まる仕組みが必要となる。中国政府は、「大衆創業・万衆創新」、「インターネット・プラス」といった政策を矢継ぎ早に打ち出してきた。海外で経験を積んだ高度人材を呼び戻し、デジタル技術者の育成や起業しやすい環境の整備にも力を入れた。国が整えた環境を利用して続々と誕生する起業家たちに資金が集まり、数多くのイノベーションが生まれた。

若い企業の成長は雇用を創出し、経済成長に貢献した。都市部では、配送やシェア自転車、自動運転といった新たな労働需要を生み、自動化や機械化が進む工場や建築現場の仕事が減る中で、「農民工」(出稼ぎ労働者)雇用の受け皿となった。農村部でも、ライブコマースを通じた直販が可能となった。AI開発に不可欠な人手によるアノテーション(タグ付け)作業は貧困地区の新たな収入源にもなっている。中国の情報通信行政を担う中国工業・情報化部のシンクタンクである中国信息通信研究院によると、22年におけるデジタル経済の規模はGDPの41.5%となる50兆2000億元に達したという。

### BtoCからBtoBへ

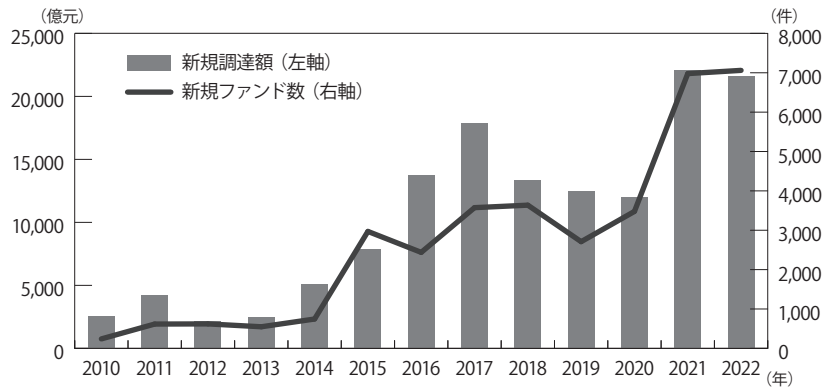
とりわけ目覚ましい発展を遂げたのがBtoC型のデジタルビジネスだった。オンライン決済をプラットフォームに、新たなサービスが次々と生まれ、それらが結びついて巨大なビジネスエコシステムが形成された<sup>注2)</sup>。

しかし、これらの分野では様々なデジタルビジネスが既に出そろう社会全体へと幅広く行き渡る中、近年では個人情報保護や独占禁止と言った観点からプラットフォームに対する規制も強化されており、イノベーションが生まれにくい状況に陥っている。実際に、シェア自転車や無人店舗など、生活者目線では以前のような劇的な変化を感じにくくなった。

一方、今後高い成長が見込まれるのがBtoB型のデジタルビジネスである。中国信息通信研究院によると、22年におけるデジタル化浸透度は、第三次産業の44.7%に対し、第二次産業が24.0%、第一次産業が10.5%となっている。これまで比較的デジタル化が遅れてきた製造業や農業の伸びしろは大きい。

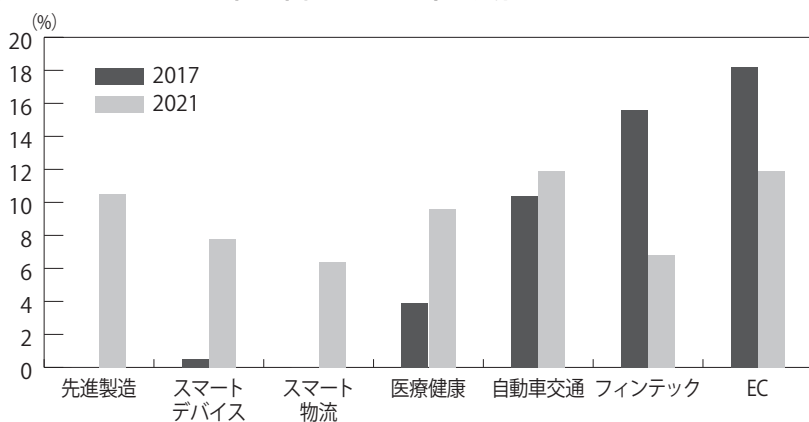
『第14次五カ年計画』においても、デジタル産業そのものの推進だけではなく、従来型産業のDXについてもその方向性が示されている。第二次産業においては、工業インターネットプラットフォームやDX推進セン

図表3 中国のアーリーステージ/VC/PE市場における資金調達状況



(出所) 清科研究中心の資料をもとに筆者作成

図表4 ユニコーン企業の業種別シェア率の変化



(出所) Windの資料をもとに筆者作成

ターを建設し、研究開発や設計、製造、経営管理、マーケティングなど一連の関連業務のデジタル化を進める。また、工業団地のデジタル化改造も加速させる。第一次産業ではスマートアグリ（農業）の開発や生産・運営管理のデジタル化、第三次産業でも、クラウドソーシングやスマート交通・物流などを積極的に推進する計画となっている。

中でも期待されるのが「新型工業化」である。習氏は23年3月の全人代においても「新型工業化を深く推し進め、産業基盤の再構築と主要技術・設備研究を強化し、製造業の高度化、スマート化、グリーン化を推進すべき」と指摘している。もともと「世界の工場」として強みのある製造業のアップグレードを図る狙いがうかがえる。

## スタートアップに期待

これらの分野でイノベーションの担い手として期待されるのがスタートアップである。中国のハイテク企業と言うと、アリババやテンセントといったプラットフォームが注目されがちだが、真の強みはスタートアップの裾野の広さにある。事実、新型コロナウイルス禍においても、防疫ロボットや無人配送などの分野でスタートアップが存在感を示した。

最近では、BtoB、製造業分野を中心に資金も集まり、ユニコーン企業の顔触れにも変化がみられる。10〜22年における中国のアーリーステージ<sup>注3</sup>、ベンチャー・キャピタル（VC）、プライベート・エクイティ（PE）市場における資金調達状況を見ると、コロナ禍においても、21年に過去最高レベルを記録し、22年でも高水準が続いている（図表3）。ベンチャーマネーも、これまでのBtoC・ネットビジネス分野から、BtoB・製造業分野へと変化しており、フィンテックや電子商取引分野（EC）のユニコーンが減少する一方で、先進製造やスマート物流などの急増が目立つ（図表4）。

35年までに社会主義現代化の基本

の実現を目指す中国。国家が進めるデジタル戦略の下、活力に満ちた若いスタートアップが生み出すイノベーションが中国の経済成長を牽引し、安定した社会の発展に寄与していくのか。質の高い発展の実現は、デジタル分野における「挙国体制のイノベーション」にかかっている。



注1…『第14次五カ年計画』のデジタル戦略の詳細は西村（2022）を参照。

注2…西村（2019）第2章では中国社会に広がる「新経済」のエコシステムについて、具体的なサービス名や内容、マーケット状況などの情報を交えながら紹介している。

注3…一般的に、スタートアップ企業の成長段階は、「シード」、「アーリー」、「ミドル」、「レイター」の4ステージで表現され、アーリーステージとは、起業直後の段階を指す。

### 《参考文献》

●西村友作（2019）「キャッシュレス国家―『中国新経済』の光と影」文春新書

●西村友作（2022）「数字中国（デジタル・チャイナ）―コロナ後の『新経済』の中公新書ラクレ

# 新エネルギー車産業の発展と関連の政策動向

中国の新エネルギー車の動向は世界各国から注目を浴びている。2009年の「自動車産業調整および振興政策」にてその成長の方向性を打ち出して以降、23年の統計では、中国経済全体の成長が鈍化している中でも、1〜11月の累計の生産・販売台数は前年同期比でそれぞれ34・5%、36・7%増となるなど、高い成長を続けている。本稿では、これまで打ち出された中国の新エネルギー車に関する政策を振り返るとともに、23年に入り新たに発表された関連政策を改めて整理し、今後の産業の発展に向けた方向性を導きだしたい。

●平槇 早彌佳

HIRAMAKI Sayuka

一般財団法人日中経済協会 調査部

## 1. 2023年の中国における新エネルギー車の販売状況

まずは、中国の23年に入ってから（直近11カ月）の新エネルギー車販売状況の推移を整理する。図1は23年1月から11月までの中国における自動車全体と新エネルギー車の販売台数である。全体の販売台数における新エネルギー車が占める割合を右軸に示している。1月の販売台数は自動車全体で164万9000台、そのうち新エネルギー車は40万8000台であったが、11月の販売台数は自動車全体で297万台、新エネルギー車は102万6000台となり、月によ

て変動はあるものの、総じて増加傾向をたどっている。自動車全体の販売台数に占める新エネルギー車の割合は、1月は24・7%、11月は34・5%へと約10ポイント増えている。結論を急ぐのならば、24年も引き続きこの傾向は続くことが予想される。

## 2. これまでの新エネルギー車産業の発展経緯

次に中国における新エネルギー車の発展の経緯を主に政策面から時系列で簡単に振り返ってみよう。

### (1) 2009〜14年

09年1月に財政部・科学技術部が共同で発表した「省エネルギー・新

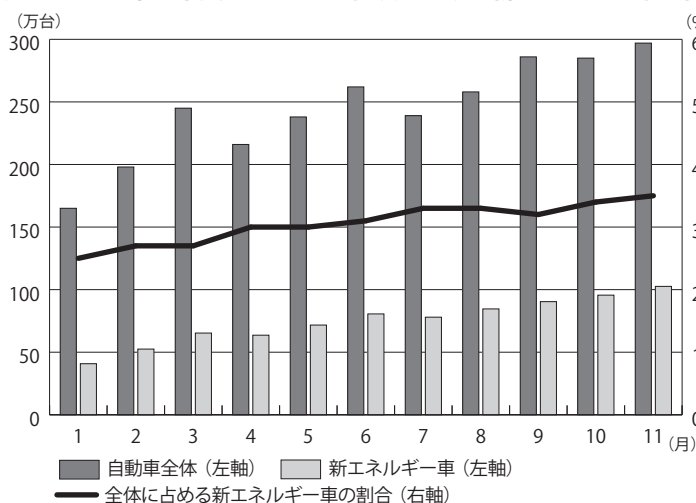
エネルギー車の実証・普及・パイロット事業の展開に関する通知」では、北京市、重慶市などの13都市で、路線バス、タクシーなどの公共サービス分野における省エネルギー・新エネルギー車の利用を金融政策

によって後押しし、補助金を支給するなどして当該車両の購入を促進することを定めている。当該補助金は、中央財政が実証・普及部門の省エネルギー・新エネルギー車を購入する場合の補助を担い、関連施設の建設およびメンテナンスに対しては地方財政が補



北京市亦庄区にある同市のハイレベル自動運転示範区のブース。同区では、新エネルギー車のほか、ICV など様々な車両の実証試験が行われている（23年9月、世界 ICV 大会にて日中経済協会撮影）

図1 2023年の中国の月別自動車販売台数と新エネルギー車の割合



(出所) 工業・信息化部、中国自動車工業会発表内容より筆者作成

た、当該産業発展計画を推  
な計画、目標を示した。ま  
までの発展に向けた具体的  
新エネルギー車産業の20年  
テムなど、省エネルギー・  
バッテリーのリサイクルシス  
う充電施設の建設、パワ  
500万台を超えるとの主  
要目標を定めた。  
その他、燃費の改善や技  
術水準向上、新エネルギー  
車の生産・販売規模に見合  
バッテリーのリサイクルシス  
テムなど、省エネルギー・  
新エネルギー車産業の20年  
までの発展に向けた具体的  
な計画、目標を示した。ま  
た、当該産業発展計画を推

助をすることになっている。同年3月、  
国務院は自動車産業全般の行動計画  
である「自動車産業調整および振興  
計画」（計画期間は09～11年）を発  
表し、50万台の新エネルギー車の生  
産能力を形成することに加え、乗用  
車の総販売台数の約5%を新エネル  
ギー車が占めるとの計画目標を打ち  
出した。また、政策・措置では、全  
国的な省エネルギー・新エネルギー  
車の実証プロジェクトを立ち上げ、中  
央財政が大・中規模都市における省  
エネルギー・新エネルギー車の実証・

普及を支援する補助金を支給すると  
し、新エネルギー車産業の発展をさら  
に促進する方向性を定めた。  
その後、10年10月に国務院が発表  
した「戦略的振興産業の育成と発展  
の加速に関する決定」では、7つの  
重点分野のうちの1つに新エネルギー  
車産業を挙げ、PHEVとBEV  
の普及・応用・産業化を推進してい  
くことを定めた。続く12年6月には  
「省エネルギー・新エネルギー車産  
業発展計画（2012～2020  
年）」を発表し、15年までにBEV  
とPHEVの累計生産・  
販売台数50万台、20年まで  
にBEVとPHEVの生  
産能力200万台を達成  
し、累計生産・販売台数が  
500万台を超えるとの主  
要目標を定めた。

とPHEVの累計生産・  
販売台数50万台、20年まで  
にBEVとPHEVの生  
産能力200万台を達成  
し、累計生産・販売台数が  
500万台を超えるとの主  
要目標を定めた。

進するため、14年7月には、国務院  
が「新エネルギー車の普及応用の加速  
に関する指導意見」を発表し、充電  
設備建設の加速、ビジネスモデルの革  
新に向けた企業に対する積極的な指  
導、公共サービス分野での率先した  
普及・応用の推進（新エネルギー車  
の新車に占める新エネルギー車の割合  
を30%以上とするなど）、政策のさら  
なる改善（補助金政策をレベルアップ  
し、新エネルギーバスの運行補助金を  
増額する、14年9月～17年12月まで  
BEV、PHEV、FCVの車両購  
入税の免除、企業の平均燃費管理制  
度の確立、国家標準と業界標準の厳  
格な実施）など、具体的な指導意見  
を示した。  
(2) 2015～19年  
15年5月には、国務院は「中国製  
造2025」を発表し、製造業の高  
度化を目指すとして定めた10の重点  
分野の中に、省エネルギー・新エネ  
ルギー自動車を含めた。具体的には、  
BEVやFCVの発展を引き続き  
支援し、自動車の低炭素化、情報化、  
スマート化のコア技術の習得などを強  
化するに加え、主要部品から完  
成車までの産業・革新システムを完  
備し、国際的な先進レベルに合わせた

省エネルギー・新エネルギー車の独立  
ブランドを推進するとの方向性を示  
した。また、同年10月には、国務院  
は「電気自動車の充電インフラ建設  
の加速に関する指導意見」を発表し、  
20年までに500万台以上の電気自  
動車の充電需要を満たすための充電  
インフラシステムを構築する、との目  
標を定めた。具体的には、新築住宅  
の駐車スペースに100%充電施設  
を建設する、または建設・設置条件  
を計画しなければならず、電気自動  
車2000台に対し少なくとも1カ  
所の公共充電ステーションを建設す  
ることや、公共サービス分野の充電施  
設の建設、充電インフラに対する補助  
金増額など広範囲に及んでいる。  
17年4月には、工業・信息化部、  
国家発展・改革委員会、科学技術部  
は共同で、「自動車産業中長期発展計  
画」を発表し、自動車産業の変革と  
アップグレードをリードするとして、  
新エネルギー車技術の研究開発と産  
業化の加速、パワーバッテリーのア  
ップグレードプロジェクトの実施、普及・  
応用の拡大を、新エネルギー車の発  
展計画として定めた。具体的な数値  
目標として、20年までに新エネルギー  
車の年間生産・販売台数200万台  
を達成し、25年までに新エネルギー車

# 2024年 中国経済のゆくえ

## SPECIAL REPORT

が自動車生産・販売台数全体の20%以上を占めること等を打ち出した。

(3) 2020年

20年10月、国務院は「新エネルギー車産業発展計画(2021~2035年)」を発表した。前述の12年に発表した「省エネルギー・新エネルギー車産業発展計画(2012~2020年)」以降、中国における新エネルギー車産業の発展は大きな成果を上げたが、コア技術の革新能力が低く、インフラ建設が遅れており、市場競争が激化しているなどの問題に直面していたため、新エネルギー車産業の質の高い発展に向けて新たな計画を策定した、としている。具体的な発展のビジョンとしては、25年までに、中国の新エネルギー車市場での競争力を大幅に強化し、主要技術が大きく進展し、安全レベルが全面的に向上すること、また、新エネルギー車が新車販売台数全体の20%に達すること、充電・交換サービスの利便性を大幅に向上させることなどが示された。加えて、35年までには、中国の新エネルギー車のコア技術が国際的な先進レベルに達し、品質・ブランドの国際的な競争力が高まり、公共分野で使用する自動車を全面的に電動化し、FCVを商用化することな

ども示された。

20年10月には、中国汽車工程学会が「省エネルギー・新エネルギー車技術ロードマップ」(16年10月)の改訂版として、工業・信息化部の指導の下で、「省エネルギー・新エネルギー車技術ロードマップ2.0」を発表した。当初のロードマップ発表から4年が経過し、技術の進歩と同産業の欠点・弱点を客観的に評価した上で、35年に向けた中国自動車産業発展の6大目標を提示している。そのうち、新エネルギー車に関しては、「新エネルギー車を徐々に主流製品とし、自動車産業の電動化転換を実現する」として、25年までに総自動車販売量に占める新エネルギー車の割合を20%前後とし、30年までにはその割合を40%前後、35年には50%以上を目指すとする段階的な目標を提示した。

### 3. 23年の関連政策

それでは今年の関連政策についてはどうなっているのだろうか。

まず2月に工業・信息化部ほか8部門は、「公共分野の車両の全面的電動化に向けた先行区のパイロット事業展開に関する通知」を発表し、前述の「新エネルギー車産業発展計画(2021~2035年)」をさら

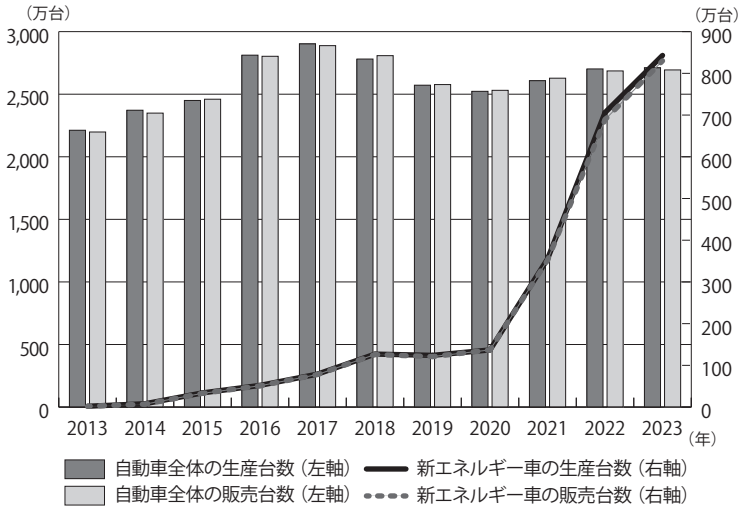


EVで世界的なシェアを誇る中国メーカーのBYD。23年1月より日本へも進出している(23年10月、ジャパンモビリティショーにて筆者撮影)

④政策および管理制度を改善する。

に推進していくための通知を公表した。この通知では、主要目標(23年~25年)を以下の通り挙げている。①自動車の電動化レベルを引き上げる(パイロット地域における新エネルギー車の割合を、都市バスやタクシーなどにおいて8割を目指す)。  
②充電および交換サービスシステムの保障を強化する(公共分野で普及する新エネルギー車の台数に対し、新設する公共充電スタンドの台数を1対1となるよう努力する)。  
③新エネルギー車とネットワークを効率的に連携させ、交通・通信などの領域で統合的な発展を実現する。  
④政策および管理制度を改善する。  
5月5日の国務院常務会議では、「新エネルギー車の充電インフラ施設の建設を急ぎ、地方・農村での新エネルギー車発展のさらなる支援を行うことが決定」され、同月17日、国家発展・改革委員会、能源(エネルギー)局が「充電インフラ設備の迅速な建設推進および新エネルギー車の地方・農村での発展のさらなる支援に関する意見」を発表した。この意見の主な内容は次の通りである。  
①農村地区の充電インフラ設備の建設・運営・メンテナンスモデルをイノベーションする。

図2 中国の自動車全体と新エネルギー車の生産・販売台数



(注) 13～22年は通年、23年は1～11月までのデータ。  
(出所) 図1に同じ

②農村地区における新エネルギー車の購入・利用を支援する。  
③農村地区における新エネルギー車の宣伝サービス管理を強化する。  
6月15日には、工業・信息化部が中心となり「2023年新エネルギー車の地方活動に関する通知」を発表し、23年6～12月の期間に、農村における新エネルギー車の普及と応用を促進するため、「オフライン＋クラウド上」での普及活動をはじめ、セールスプロモーション政策策定や充電優遇政策の導入を行うとした。

6月2日の国务院常务会议では、「新エネルギー車産業の質の高い発展促進のための政策措置の検討」を行うとして、重要分野のコア技術の強化、パワーバッテリーのリサイクルシステムの健全化、新エネルギー車の購入税の減免策の延長および最適化、質の高い充電インフラ設備システムの構築などに関する議論がなされた。同日19日には、財政部、税務総局、工業・信息化部は「新エネルギー車の車両購入税の減免政策の延長・継続と最適化に関する公告」を発表し、

24年1月1日から25年12月31日までの間に購入した新エネルギー車の車両購入税を免除（二台につき上限3万元）するとし、26年1月1日から27年12月31日の間に購入した場合、その税額を5割免除（二台につき上限1万5000元）するとした。14年9月に制定された新エネルギー車の車両購入税の免除は、17年、20年、22年の計3回延長された。  
国家発展・改革委員会は7月31日、「消費の回

復・拡大に関する措置」を発表し、内需拡大戦略のさらなる強化のため、各分野における消費の回復・拡大における措置を定めた。新エネルギー車は消費拡大を促す措置として、充電インフラシステムの構築を行い、農村への展開を支援するほか、車両購入税の減免の延長および最適化などの政策を実施するとした。9月1日には、工業・信息化部ほか7部門が「自動車産業の安定成長に関する業務方案（2023～2024年）」を発表し、23年の自動車販売台数を前年同期比約3%増の2700万台程度、うち新エネルギー車は同約30%増の900万台程度とし、24年の自動車産業の質と利益をさらに向上させるとの目標を掲げた。新エネルギー車の消費拡大を支援するとして、車船税、車両購入税に関する既存の優遇政策を実施し、新エネルギー車の個人消費に対する比率の積極的な拡大などの措置を定めた。

11月14日には、工業・信息化部ほか8部門は合同で「公共分野の車両の全面的電動化に向けた先行区のパイロット実施地域第1弾の開始に関する通知」を発表し、前述の23年2月に発表した「公共分野の車両の全面的電動化に向けた先行区のパイロッ

ト事業展開に関する通知」を受けて、今回は北京市などの15都市が第1弾の地域として指定された。主要目標としては以下の見通しを示し、今後、新エネルギー車の普及分野として、公用車、都市バス、タクシーなどの分野に力を入れ、普及台数は60万台を超えるとした。  
①車両の電動化レベルの大幅な向上。  
②充電・交換サービスのシステムの保障を強化。  
③新技術・新モデルの革新的な応用。

#### 4. まとめ

中国政府が発表した二連の政策を踏まえると、新エネルギー車を発展・普及させることへの本気度を垣間見ることができると。また、一連の政策の効果は図2に示した通り、20年以降の新エネルギー車生産・販売台数が飛躍的に増加していることから明確である。冒頭で述べた通り、中国の新エネルギー車の動向は世界が注視しており、今後の中国政府による景気回復や脱炭素へ向けた目標達成などの観点から進められる新エネルギー車に対する支援への関心は高い。引き続き市場動向や関連政策についてフォローしていききたい。



# すべきポイント

中倫法律事務所  
外国法事務弁護士・パートナー弁護士 宋成哲

番号	国家	中国で免除される保険種類	協定発効日	免除期限
1	ドイツ	養老保険、失業保険	2002/4/4	5年
2	韓国	養老保険、失業保険	2013/1/16	5年
3	デンマーク	従業員基本養老保険	2014/5/14	5年
4	カナダ	養老保険	2017/1/1	6年
5	フィンランド	従業員基本養老保険、失業保険	2017/2/1	5年
6	スイス	養老保険、失業保険	2017/6/19	6年
7	オランダ	従業員基本養老保険、失業保険	2017/9/1	5年
8	スペイン	従業員基本養老保険、失業保険	2018/3/20	6年
9	ルクセンブルク	従業員基本養老保険	2019/5/1	5年
10	日本	従業員基本養老保険	2019/9/1	5年
11	セルビア	従業員基本養老保険、失業保険	2021/2/1	5年

**Q** 中国の雇用企業が法律に違反し労働契約を解除した場合、外国人従業員が労働契約の継続履行を要求することができますか？

**A** 「労働契約法」第48条<sup>注8</sup>によると、使用者が違法に労働契約を解除した場合、従業員は、使用者に対し労働契約の継続履行を要求することができます。しかし、実務上、外国人従業員が提出した労働契約継続履行の訴訟請求に対し、中国各地区法院が支持と判定する判決は非常に少ないのが現状です。主な原因として、前述の通り、一部の法院において労働契約解除条件等が中国の労働関連法規に縛られないと考えているほか、法院が労働契約の継続履行を判定しても、中国の雇用企業が勝手に就労許可を抹消することが可能であり、結果的に外国人従業員が合法的に就業することができない可能性もあるからです。

注1：外国人従業員が中国国内で就職する、とは定住権を取得していない外国人が中国国内にて法に則り社会労働に従事し労働報酬を獲得する行為を指す。

注2：「中華人民共和国出入国管理法」第41条 外国人が中国国内で就業する場合、法に則り就労許可および就労類在留証書を取得しなければならない。如何なる事業者もしくは個人も、就労許可および就労類在留証書未取得の外国人を招聘・雇用してはならない。

注3：「外国人中国就業管理規定」第8条 中国で就業する外国人はZビザを所持し入国しなければならない（相互ビザ免除協定がある場合は、協定に基づいて処理する）、入国後

「外国人就労許可証」と外国人在留証書を取得した後、中国国内で就業することが可能となる。

注4：「外国人中国就業管理規定」第21条 雇用企業が雇用する外国人に支払う賃金は現地の最低賃金基準を下回ってはならない。

注5：「外国人中国就業管理規定」第22条 中国で就業する外国人の労働時間、休憩、休暇、労働安全衛生および社会保険は国家の関連規定により執行する。

注6：「社会保険法」第97条 外国人が中国国内で就業するとき、本法の規程に基づいて社会保険に加入する。

注7：「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」第3条 中国国内で合法的に登録や登記がされた企業や事業体、社会団体、民間非営利組織、基金組織、弁護士事務所、会計士事務所等組織（以下、「雇用単位」とする）が法に基づき採用する外国人は、法律規定に従って従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、および生育保険へ加入しなければならない、雇用単位と本人は規定の社会保険費用を納付する。

注8：「中華人民共和国労働契約法」第48条 使用者が本法の規定に違反し労働契約を解除または終了し、労働者が労働契約の継続履行を要求した場合、使用者は継続履行しなければならない。労働者が労働契約の継続履行を要求しないか、または既に労働契約の継続履行ができない場合、使用者は本法第八十七条の規定により賠償金を支払わなければならない。





# 中国で、外国人従業員を雇用する際に注意

経済のグローバル化の進展に伴い、国際交流が頻繁になり、外国人従業員を採用する中国企業が増えています。外国人従業員に対する労務コンプライアンス管理は、既に中国の雇用企業、特に外商投資企業の人材管理の重点分野となりました。そこで本稿では、現在有効な中国の労働に関連する法律に基づき、実務経験を結び付け、中国の雇用企業が外国人従業員を雇用する上で、注意すべきポイントをまとめます。

**Q** 外国人従業員が中国国内で就職する<sup>注1</sup>とき、どのようなものが必要となりますか？

**A** 「中華人民共和国出入国管理法」第41条<sup>注2</sup>および「外国人中国就業管理規定」（以下、「外国人就業規定」という）第8条<sup>注3</sup>によると、外国人従業員が中国国内で雇用される場合、就労許可および就労類在留証書を取得しなければなりません。取得しない場合、いかなる企業も個人も雇用することができません。

**Q** 外国人従業員が就労許可または就労類在留証書を取得しない場合、中国における使用者と締結した労働契約は有効となりますか？

**A** (1) 最高人民法院の司法解釈によると、就労許可を取得せず、中国の雇用企業と労働契約を締結した外国人従業員は、雇用企業との間で紛争が生じた後、雇用企業との労働関係の確認を求めても、人民法院は支持しません。そのため、外国人従業員が就労許可を取得していない場合、中国の雇用企業との労働関係は成立しておらず、労働契約が無効であることは、中国法院の一般的な司法的見解であります。

(2) 外国人従業員が就労類在留証書を取得しない場合、労働契約が無効となると定める法律はなく、各地区法院の判決に大きな違いが生じています。近年、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、テレワークの勤務形態がますます多くの企業に採用されるようになり、中国国内に滞在しなければ雇用企業に労働を提供することができない、という状況も変わりました。そのため、就労許可の取得と異なり、就労類在留証書を取得するかどうかは、労働関係の認定と労働契約の有効性に影響を与える重要要素ではなくなる可能性があります。

**Q** 中国の雇用企業と外国人従業員との間で締結した労働契約は、中国の労働関連法規が適用されますか？

**A** 「外国人就業規定」第21条<sup>注4</sup>、第22条<sup>注5</sup>によると、中国の雇用企業と外国人従業員との間で締結した労働契約における最低賃金、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生および社会保険（以下「基本的労働権利」という）に関する内容は、中国の労働関連法規に従って厳格に執行しな

ければなりません。中国の労働関連法規の規定と一致しない内容があれば、双方の約束内容は認められません。しかし、基本的労働権利以外の労働権利義務（例えば、労働契約解除条件、違約金など）が中国の労働関連法規に縛られているか、または、中国雇用企業と外国人従業員により書面による労働契約またはその商事協議を通じて自由に約束することができるかについては、「外国人就業規定」および中国労働関連法規において明確にされていないため、各地方によって司法的見解も大きく異なります。今まで公開された法院判決を比較すれば、北京地区の法院では、基本労働権利以外、外国人従業員とのその他の労働権利義務の約束が中国の労働関連法律と一致しなければならないと判定する傾向があります。一方、上海市労働局が発表した「『外国人中国就業管理規定』の実施に関する意見」が影響しているのか、上海地区の法院では、中国雇用企業と外国人従業員が交わす基本的労働権利以外の労働権利義務に関する約束は、中国の労働関連法規に縛られることなく、書面による労働契約を通じ自由に約束できると判定する傾向があります。しかし、「『外国人中国就業管理規定』の実施に関する意見」が2023年8月15日に失効となったことに伴い、上海地区の法院の裁判傾向が変わる可能性があると考えられます。

**Q** 中国の雇用企業は、外国人従業員のために社会保険料を納付する必要がありますか？

**A** 「社会保険法」第97条<sup>注6</sup>、「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」第3条<sup>注7</sup>によると、中国国内で就業する外国人従業員は、中国で基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および生育保険を含む社会保険へ加入する必要があります。そのため、中国の雇用企業が、外国人従業員のために社会保険料を納付しなければなりません。

しかし、中国に派遣され就労している人の社会保険の加入については、就労者が国籍を有する国が中国と社会保障に関する協定を締結していた場合、両国の協定に従って処理することとなります。現在までに、中国は既に11カ国と社会保障に関する協定を締結しており、具体的には次の表の通りです。

2023年11月

## 情報クリップ

## ■ 11/7 「湖南省長沙市日本企業誘致説明会」に参加

長沙市人民政府が都内で主催した説明会に出席した。呉桂英・長沙市委書記および鄭平・長沙市商務局長らが、長沙市の投資環境や産業優位性および日本との協力可能分野について紹介し、進出企業からはイオンモール、住友ゴムなどからも長沙のビジネス環境について説明があった。また、200人の参加者の立ち会いの下、長沙市企業と日本企業の間でプロジェクトの調印式が執り行われた。

## ■ 11/9 「山西省産業PR会」を後援

山西省商務庁主催の会合が都内で開催され、当協会は後援機関として参加した。王宏晋・商務庁長と張占祥・工業信息化庁副庁長より、同省の産業概況、とりわけ医療・ヘルスケア産業の発展状況について説明があった。また、地場医薬メーカーからは、対日協力への期待が述べられた。

## ■ 11/13 畢井泉・中国国際経済交流中心常務副理事長一行が当協会を表敬

「第9回日中企業家及び元政府高官対話」に参加するために訪日した畢井泉・中国国際経済交流中心常務副理事長を団長とする一行が当協会を表敬し、伊澤正理事長以下で歓迎した。双方の関心事項について率直な意見交換を行い、畢副理事長からは、新時代の中日協力促進などについて期待感が述べられた。

## ■ 11/15 「第9回日中企業家及び元政府高官対話」で当協会会長が挨拶

経団連と中国国際経済交流中心(CCIEE)が共催する標記会合に進藤孝生会長が招かれ、開会挨拶で、①国際ルールに基づいた自由貿易の枠組み維持、②安定した持続的成長を支える経済的紐帯の強靱化、③透明性の高い情報の共有と信頼の醸成の重要性、について発言した。本会には、十倉雅和・経団連会長、畢井泉・中国国際経済交流センター常務副理事長が出席したほか、岸田文雄内閣総理大臣よりビデオメッセージが寄せられた。

## ■ 11/17 「デジタル社会資本とスマートシティの国際共同研究第2回検討会」に参加

広州市で開催された野村総合研究所(NRI)と中国信息通信研究院(CAICT)が推進する共同研究の検討会に宮下正己・当協会北京事務所長が招かれ、カーボンフットプリントやデータ連携を巡るパネルディスカッションに参加した。NRIとCAICTは、2023年6月より第2期の共同研究プロジェクトをスタートさせている。

## ■ 11/17 「上海浦東新区投資説明会」を後援、CCPIT 浦東分会・邱向榮副会長一行の来会

邱向東・中国国際貿易促進委員会(CCPIT)浦東分会副会長を団長とする一行が日本との貿易促進および投資誘致を目的として来日し、17日には都内で投資説明会を開催、当協会は後援協力をした。また、一行は同日当協会を表敬し、ポストコロナ時代の共通課題と今後の協力可能な分野について意見交換した。

## ■ 11/22 「2023 深圳市グローバル投資促進プロモーション大会」を後援

深圳市商務局および同市駐日経済貿易代表事務所が主催する都内での活動を当協会が後援、出席した。100人以上の参加を得て、田常浩・深圳市駐日経済貿易代表事務所首席代表から、グレーターベイエリアの牽引役として、香港との連携を推進している深圳市のビジネス環境について紹介があった。

## ■ 11/29 日中長期貿易協議締結45周年記念シンポジウム(北京)の開催

日中長期貿易協議委員会(以下、LT)は、中国側カウンターパートである中国商務部と共に、LTの45年の歩みを振り返るという趣旨の下、標記シンポジウムを開催した。シンポジウムでは、LTの日本側を代表して進藤孝生委員長、中国側を代表して李飛主任(商務部副部長)のビデオ挨拶をはじめ、日中それぞれのLT事務局長、歴史的証人による45年の回顧、省エネ等技術交流促進部会、石炭専門委員会の各代表者の挨拶、地方間協力の取組、LT関係企業・団体によるエネルギーや省エネに関する日中ビジネスの展望等の講演が行われた。また、会場にはLT45年史を振り返る写真展も特設された。



2024年2月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

日中貿易のいま

## 編集後記

忙しいとつい食事に気を遣うことを忘れ、揚げ物やビールなどカロリーが高いメニューに偏ってしまう。健康のためにもなるべく料理をしようと、中華料理の前菜でおなじみの白灼生菜(レタスの湯引き)を作った。とても美味しかったが、作ってみて初めて、レタスのしっとりとした食感は大量の油によるものと分かり、野菜料理=ヘルシー、とのイメージが覆った。今後は健康と食の楽しみのバランスを考えて、油分控え目の中華レシピを探していきたい。(平楨)

## \*購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

## 日中経協ジャーナル

2024年1月号(通巻第360号)令和5年12月25日発行

発行人 高見澤学

編集人 平楨早彌佳

発行所 一般財団法人 日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <https://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2023

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

\*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価880円(本体800円+税10%) ISBN978-4-88880-333-5 C2033

日中経済協会の出版案内

変わる中国 データと図表で理解！

# 中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

## 2023年版

対中ビジネスを担う戦略スタッフ、教育研究関係者、メディアに活用されている創刊30周年を迎えた必携書。

中国を知る最新の情報バンクとして、2023年版も

「14・5計画」・3期目を迎えた習近平政権下の最新人事・主要法令をはじめとした情報を更新。

A4判186ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2023年10月31日発行  
定価4,950円(本体4,500円+税10%) / 会員価格3,300円(本体3,000円+税10%)  
ISBN978-4-88880-332-8

### 〈主な内容〉

I 概況 政治・経済基本データ一覧、一般行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日

II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、国务院組織人事、共産党の党大会および中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者および対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事

III 2022年の経済

IV 2023年の経済 2023年の計画、2023年上半期の中国経済

V 第14次五カ年計画他 第14次五カ年計画および2035年長期目標要綱の概要、主要指標、主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、内需拡大戦略計画綱要(2023-35年)(概要)

VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピックス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応

VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北部地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化

VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支

IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、中国の在留邦人数

X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧

XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの  
信頼のデータ集  
10月31日  
発売！

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2 Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

●Amazon Japan、最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS

海外生活サポートサービス

Tel.03-5534-7965

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5545-3111 Fax.03-5545-3117

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



日本航空は日中経済協会合同訪中代表団をサポートします。

Photo by Boeing Company

# 明日の空へ、日本の翼



JAPAN AIRLINES



9784888803335

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION  
定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-333-5  
C-2033 ¥800E



1922033008008